会 議 名	冨田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する
	調査特別委員会
開催日時	令和3年2月24日(水) 午前10時
案 件	~->
	証人尋問
	今後の調査の進め方等について 8
出席議員	副 委 員 長 前 田 敏
	委 員 守屋大道
	委 員 西垣 智
	委 員 荒木眞澄
	委 員 藤原美知子
	(議長) 多田隆一
	(副議長) 山元 建
欠席議員	
説明員	議会事務局長 桝野祐子
証人	市長冨田裕樹
会議事項及	別紙のとおり
びその結果	「JUNALVA C AO Y

(午前10時00分開会)

〇前田敏副委員長 おはようございます。

ただいまから第7回冨田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を 開会いたします。

本日は、本委員会の法的助言者である田島弁護士に御出席いただいておりますので、 よろしくお願いをいたします。

それでは、案件に入ります前に、確認でございます。まず、委員の辞任及び選任についてですが、去る2月22日、渡邉千芳委員長より委員の辞任届が提出され、池田市議会常任委員会及び特別委員会条例第10条第1項の規定により、議長が同日付でこれを許可されるとともに、委員に欠員が発生したため、同条例第5条第1項の規定により、議長が同日付で、守屋大道議員を委員に選任されましたので、お知らせします。

なお、渡邉委員長の辞任に伴い、同条例第8条第1項の規定により、副委員長である私が委員長の職務を代行し、進行してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、本日の進行についてですが、2月12日開催の第6回委員会において、本日の 富田市長に対する証人尋問は、公開の場で開催することに決定しておりますので、よ ろしくお願いをいたします。

次に、本日は、報道機関から撮影及び録音の申出がありました。本委員会の運営要領では、報道関係者からテレビ及び写真撮影等について申出があった場合、委員長はその都度、委員会で協議し、許可等を決定することになっております。本日の委員会でのテレビ及び写真撮影並びに録音については、いかがさせていただきましょうか。

○藤原美知子委員 本日、証人尋問を行う冨田市長は公人であるため、開会から閉会まで、報道関係者によるインターネット等を使ったライブ中継を除き、テレビ及び写真撮影並びに録音については、これを許可してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

〇前田敏副委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、ただいまの御意見のとおり、本日の委員会につきましては、開会から閉会まで、報道関係者によるインターネット等を使ったライブ中継を除き、テレビ及び写真撮影並びに録音については、これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、傍聴人に申し上げます。傍聴人による撮影及び録音は禁止されておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、案件に入ります。

まず初めに、証人尋問の進め方についてです。

本日の冨田市長に対する証人尋問については、私のほうから主尋問を行った後、各委員から個別尋問を行います。個別尋問の順番ですが、藤原委員、荒木委員、守屋委員、西垣委員の順番で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、尋問時間についてです。

2月12日開催の第6回委員会において、本日の冨田市長に対する尋問は、内容が非常に多岐にわたり、本委員会の運営要領に規定している1時間から2時間程度では終了しないことが想定されるため、参議院委員会先例に従い、休憩を挟みながら、4時間程度とすることに決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、主尋問及び個別尋問終了後、時間の許す範囲内で最初の尋問の補足的な尋問 については認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、冨田市長から証人尋問を臨むに当たり、補助者同伴願が提出されております

ので、事務局から報告させます。

- 〇議会事務局長(桝野祐子) 御報告申し上げます。2月15日付で、冨田市長より、 補助者同伴願の提出がございました。補助者の氏名は、横山耕平氏、職業は弁護士で ございます。
- **○前田敏副委員長** 報告は終わりましたが、本件の取扱いについては、いかがさせていただきましょうか。
- ○荒木眞澄委員 認めていただいても結構ではないでしょうか。
- **〇前田敏副委員長** ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、補助者同伴については認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- **○前田敏副委員長** それでは、そのようにさせていただきます。 ほかに何かございませんか。
- ○西垣智委員 この後の証人尋問を臨むに当たり、秘書課内の更衣室、男子トイレ及び女子トイレについて、委員会の調査で判明した備品などの配置場所を踏まえ、委員の共通認識のために更衣室等のレイアウト図を配付してはどうでしょうか。
- **○前田敏副委員長** ただいま西垣委員から提案のありました件については、いかがさせていただきましょうか。
- ○守屋大道委員 認めてはどうかと思いますが、よろしいでしょうか。
- ○前田敏副委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、レイアウト図を配付したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、事務局より配付させていただきます。

(レイアウト図配付)

〇前田敏副委員長 それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

(午前10時07分休憩)

(午前10時08分再開)

○前田敏副委員長 再開いたします。

冨田証人におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いをいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づ き、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これに より、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、 これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の 配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、 証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、 または名誉を害すべき事項に関するとき。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、 助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、 またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものにつ いて尋問を受けるとき。技術、または職業の秘密に関する事項についての尋問を受け るとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するとき は、その旨、申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことができません。 もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮、または10万円以下 の罰金に処せられることとなっております。さらに、証人に証言を求める場合には、 宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次 の場合は、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証人、または 証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあっ た者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋

問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。 なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処 せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。 傍聴人、報 道関係者も含め、全員起立をお願いします。

(全員起立)

- **○前田敏副委員長** それでは、証人は宣誓書の朗読を願います。
- **〇冨田裕樹証人** 私は、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和3年2月24日。冨田裕樹。
- **〇前田敏副委員長** それでは、宣誓書に署名、捺印願います。

(冨田証人 宣誓書に署名、捺印)

○前田敏副委員長 皆様、着席を願います。

(全員着席)

○前田敏副委員長 これより証言を求めることになりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。また、補助者との相談を希望される場合も、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から 御発言をいただき、また、ゆっくりと端的にお願いをいたします。

次に、証人席には、秘書課内の更衣室、男子トイレ及び女子トイレのレイアウト図を参考資料として配付するとともに、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、 必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を 求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、 証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。 これより冨田証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことに いたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは、池田市長の冨田裕樹さんですか。

- ○冨田裕樹証人 間違いございません。
- **○前田敏副委員長** 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。
- ○冨田裕樹証人 間違いございません。
- **○前田敏副委員長** それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項に ついてお伺いをいたします。

冨田証人は、今回の件に関して、昨年10月23日に報道機関へ記者会見を行い、その内容をSNSで公開しました。そして、30日付で議長宛てに再調査の結果について報告を提出した後、11月25日に、その当時所属政党の衆議院議員とともに記者会見を行い、その内容をSNSにアップしています。市長は、11月26日にSNSで、記者会見で市議会議長への再調査結果報告等を通じて既に説明を尽くしたと表明されています。百条委員会は、それらの情報を下に調査を行ってきました。また、議会での百条委員会の設置の決定を受けて、マスコミへのコメントで、違法性がないことを事実として明るみになることはむしろよいことと発言されております。まず、その考えに変わりありませんか。

- ○冨田裕樹証人 変わりはございません。
- ○前田敏副委員長 それでは、個別に尋問をさせていただきます。

まず、使用目的ということでお尋ねをいたします。

最初に、証人が市長控室と言っている部屋に私物を持ち込んだ件について、あの部屋は私たち委員会では更衣室、男子トイレ、女子トイレと確認しておりますが、冨田証人の認識はどうですか。

○冨田裕樹証人 私が市長として着任したときより、これまでの市の慣習として、市 長更衣室並びに女子トイレ、男子トイレも全て市長専用の控室だという認識で使用を しておりました。それは、一定これまでの慣習の中で、秘書課内でも共有していた内 容であると認識しております。また……。

○前田敏副委員長 分かりました。結構です、それで。

では、次に、証人が市長控室と言っている部屋の本来の目的は、市長、副市長の更 衣室であり、来客も含めたトイレであり、女子トイレは、市長が女性の場合の専用ト イレではないと考えております。更衣室や女子トイレは倉庫のように使用され、男子 トイレは市長専用のようになっていたので、この空間を自身専用の休憩場所及び運動 ジムにしようと、宅配等で施術用具、簡易ベッドや冷蔵庫、畳ベッド、キャンプ用鍋、 ガスボンベ、ガスバーナーなどを取り寄せたのでしょうか。

○冨田裕樹証人 まず前段として、経緯といいますか、これまでの状況を説明させていただきます。まず、女子トイレですが、ここは市長公室内の女子トイレという認識で設置されたものではないというふうに当初より私は報告を受けています。まず、ここの女子トイレは、この市庁舎建設時に、女性市長が誕生したときに、女性市長用の専用トイレとして設置されたというふうに報告を受けております。私が着任した当初は、この女子トイレは、これまでずっと物置ないしは不必要なものを全て放り込むような、そういう物置状態に更衣室も女子トイレもなっておりました。市長着任後、庁舎内の全ての整理を行う一環の中で、この女子トイレ、更衣室の整理を行い、必要に応じて、この更衣室を使えるように元に戻し、また、女子トイレの中にそうした備品を設置してきたという経緯になります。

○前田敏副委員長 次に、このスペースは、市長公室内と今おっしゃっていただきましたが、議会棟のトイレ同様、市長、副市長、職員、来客も含めて使える公の場所ではないですか。

○冨田裕樹証人 来客用で使用するものではございません。あくまでここは市長専用 の控室の一環の中として、これまでも使用されてきたという経緯でございます。

- **○前田敏副委員長** それでは、これより、各委員より個別尋問に移りたいと思います。 よろしくお願いいたします。
- ○藤原美知子委員 それでは、質問させていただきたいと思います。

まず、市長控室と称される場所の設置目的、使用目的についてお尋ねをしたいと思います。

今、冨田市長は、庁舎建設のときに女性市長用として設置したのだという報告を受けたとおっしゃっておられましたが、誰から報告を受けられましたか。

- **○冨田裕樹証人** 少しちょっと記憶が曖昧でございます。職員の中で、秘書課内か、 もしくは総務課の職員から聞いたというふうに認識しております。
- ○藤原美知子委員 私たちがこの間、いろんな証言の中で得たところですと、歴代市 長が仮眠などに使っていたわけではなくて、外国から来られるお客様とか、そういっ た方が使っていただけるような来客用でもある、そういった女子トイレであったと。 あのスペースは市長専用ではなくて、市長公室内でみんなで使える場所であるという ふうに認識をしておりますが、そういった話は聞いたことはありませんか。
- ○冨田裕樹証人 そのような話はまず聞いたことがございません。仮にもしそのような状況でしたら、常に女子トイレや控室等もきれいに掃除をして、使えるように常時準備しているのが本来であると思いますが、そのような状態ではなく、むしろ物置、ないしは不必要なものをもう押し詰めるような、そういう状態になっていたということから、そのようなことではないと認識しております。
- ○藤原美知子委員 では、具体的に、いつから市長専用だというふうに言われるよう になったのか、お聞きになっていらっしゃいますか。
- **○冨田裕樹証人** 少しちょっと質問の趣旨が不明確なところがございまして、というのは、言うようになったというのは誰がどのように言ったのか、個別具体的にお願いいたします。
- ○藤原美知子委員 質問を替えます。これまで私たちが得た証言によりますと、外国から来られた来客であったり、市長室で会議をされた、そういった職員も使えるとい

うことで、実際にそういった使用をされていたというふうに聞いております。誰も市 長専用だというふうに伝えたことがないと聞いておりますが、本当にどなたかから聞 かれたのですか。

- **○冨田裕樹証人** まず、この市長控室でございますが、私が市長就任時から、それは 秘書課内で、これまでの慣習として、そこは市長専用の控室だと、誰もが口に出すこ となく、それがこれまでの慣習といいますか、当たり前として認識されていたという ところになります。
- ○藤原美知子委員 確認いたしますが、誰もが口に出すことなく、当たり前だという ふうに思われたということだったと思うのですが、誰も口に出していないのに、それ が当たり前だと思われた理由は何ですか。
- **○冨田裕樹証人** それは、秘書課からの市長への控室の使用の案内であったりとか、 そこには誰もが立ち入らない慣習が以前からあったことであったりとか、そうしたこ とも含めて、これまで庁内ないしは秘書課内でも共有していたものとして認識してお ります。
- **○藤原美知子委員** もう一度聞きますが、これまで誰もが立ち入らない慣習であった というのは、具体的に誰から聞きましたか。
- **○冨田裕樹証人** 誰かから聞いたものではなく、もともとそこにはバリケードのように、カーテンを設置する前からそこに人が入らないような、いわゆる演台みたいなものが前もって置かれておりました。そうした意味合いもあって、そこには誰もが入らない、誰もが立ち入らないのがルールとして、慣習としてございましたので、誰かが述べたわけではなく、当たり前のようにそれが慣習となってあったと。その状況を認識したということになります。
- ○藤原美知子委員 それは、あなた自身がそのように感じたということでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** 誰もがそのように認識していたということになります。
- ○藤原美知子委員 誰もがというと、具体的にその誰かをおっしゃってください。

- ○冨田裕樹証人 庁内の職員でございます。
- ○藤原美知子委員 庁内の職員、たくさんおりますが、誰ですか。
- **○冨田裕樹証人** 誰か特定の個人の名前を上げることではないというふうに考えております。あくまで職員全員が認識をしていたということでございます。
- ○藤原美知子委員 職員全員に確認されたのですか。
- ○冨田裕樹証人 少し補助人への助言を求めます、委員長。
- ○前田敏副委員長 どうぞ。
- ○冨田裕樹証人 職員に確認はしておりません。
- ○藤原美知子委員 それでは、この件は、市長自身がそのように感じておられて、そう使ったというふうに判断させていただきます。

それでは、具体的に、海外の方とか、重要な来客が来られたときには、トイレなど はどこを使っていただくつもりですか。

- ○冨田裕樹証人 まず、私が市長に着任時から海外からの来客というのは1度だけございましたが、そのときも、来客用のトイレという形で市長公室内のトイレを案内するということは一切ございませんでした。どこのトイレを使用していたのかというところまでは私はちょっと知ってはおりませんが、まず、市長公室内のトイレが来賓用、来客用に使われたという事実はございません。
- ○藤原美知子委員 それは、冨田市長の間ではそういった使い方をしたことがないということで理解させていただいてよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** 私が市長に着任するまでですね、遡って現場を確認したり、事実関係を調べているわけではございませんが、ただ、物置になっていたという状況は非常に長年の状況だと認識しておりますので、私の認識では、そのような来客用に使ったというような事実というのは確認したことはございません。
- ○藤原美知子委員 では、今後、重要なお客様が来られたときに、トイレはどこを使っていただくのですか、男子トイレも女子トイレも含めてですが。
- **○冨田裕樹証人** 来客が来たときにどのトイレを使うのかというのは、時と場合によ

って適切に対応すべきことであって、今具体的にどのトイレを使用してもらうという ことを決める必要性はないと思っております。適切に来賓にふさわしい場所を御案内 するのが適切だと考えます。

- ○藤原美知子委員 つまり、今、市長控室だと思っていらっしゃる両方のトイレは、 これはもう今でも市長専用だと思っていらっしゃるということでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** まず、その市長専用控室も含め、この女子トイレも、先ほど述べさせていただいたとおり、当時、この庁舎が建ったとき、女性市長誕生のときのために設けた女子トイレだというふうに聞いておりますので、あくまでここは市長専用の控室だという認識でございます。
- ○藤原美知子委員 また聞いておりますとおっしゃると、誰から聞いたのかというふうに聞きたくなりますが、もうそれは繰り返しになりますので、飛ばしておきたいと思います。

過去に大切なお客様が来られたときに、今、市長がおっしゃっている使っていないと言われている場所に御案内をしたという証言も得ております。来客が来られて、議会棟の中にもトイレとかありますけれども、来客が来られたときに、外にある、職員が使う、いっぱい人が入れ替わり立ち替わり入る、そういう職員が使うトイレを案内するのか、それとも、今、市長公室内にある、これは共有できるものだというふうに思うのですが、そこを使っていただくのか、今後の市長のお考えはいかがですか。

- **○冨田裕樹証人** 今後、あらゆることを検討して、適切に考えてまいりたいというふ うに思います。
- ○藤原美知子委員 では、質問替えていきます。更衣室に保管されていた品物ですけれども、これは外国の方など、来賓のお客様が来られたときのお土産でお持ち帰りいただく品物が保管されていたと聞いております。言わば公費で購入し、保管されていた、それらの品物はどうされたのですか、片づけろとおっしゃったと思いますが。
- **○冨田裕樹証人** まず、そのような来賓用にお土産で渡すものが置かれていたという のは、私は初耳でございます。また、この中の備品等につきましては、当時、秘書課

- の者にお願いし、撤去をお願いしましたので、具体的に備品等がどのような形で整理 されたのかは、私は存じ上げておりません。
- ○藤原美知子委員 私たちが聞き取った内容によりますと、非常に高価なものもあったと。例えばつぼでありますとか、絵とかね。こういったものも勝手に処分をされたということなのでしょうか。市の所有物を誰かに相談もしないで勝手に処分することができるのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思います。
- **○冨田裕樹証人** 先ほど申し上げましたが、その整理の仕方については、秘書課にお願いをしておりますので、適切に総務部と相談しながら対応しているのではないかというふうに考えております。私がその内容の詳細までは現在は存じ上げておりません。
- **○藤原美知子委員** この処分を指示したときにはどのような言い方で指示をされたのですか。
- ○冨田裕樹証人 もともとあそこの更衣室というのは、市長更衣室という名札がついているように、市長が公務の間に、これまで更衣室として使用していたものだろうと認識しております。本来の更衣室としての機能を取り戻すために、物置になっていた、その場所を、物をしっかり整理しておくようにというふうに指示をしたというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 今、市長更衣室とおっしゃいましたが、私たちが確認したところ、市長更衣室とは書いていないと思うのですが、ただの更衣室と書かれていたと思います。つまり、これは、市長だけではなくて、副市長とか、その他の方も利用できる場所だったのではないでしょうか。
- **○冨田裕樹証人** 私の記憶では市長更衣室と書いていたと認識はしていますが、少しちょっとそこは明確な記憶がございませんので、後ほど確認はしておきますが、何度も申し述べておりますが、ここの控室は、これまで歴代の市長が専用に使っていたものというふうに認識しております。
- ○藤原美知子委員 今、歴代の市長が専用で使っていたとおっしゃいましたが、具体的にどのように使われていたと聞いておられますか。

○冨田裕樹証人 私が具体的にこれまでの市長に確認をしたということはございません。

○藤原美知子委員 先代の方はそこを利用していなかったという話も聞いております。 誰に聞かれたのかなと思ったのですが、御自分でこれは判断を、市長専用だと判断さ れたということですか。

○冨田裕樹証人 この更衣室ですけれども、まず、市長公室内には秘書課の更衣室というのが、もう別であります。なので、秘書課内の公室内にもう一つ更衣室があるということは、その置かれている更衣室は市長が使うものだというふうに認識しても全く問題はないと思っておりますし、また、もう一つ、そもそも私がそこの市長公室内に入るときに、何度も付け加えますが、そこにはバリケードのような形で、いわゆる前政権からそこに人が入らない、入りにくいような、演台みたいな、植木を立てたようなものをそこに置いて、そこに人が入らないような仕組みにもともとしていましたので、それを市長専用のものだと認識するのは何ら普通のことといいますか、これまでそのように誰もが入らないというのが慣習で、職員であっても入らないというものを実際にずっと見てまいりましたので、そのように認識を全員で共有してきたものというふうに認識しております。

○藤原美知子委員 今、全員で共有とおっしゃいましたが、私たちが感じているのは、 秘書課の職員の別に更衣室があるというのは知っております。ただ、副市長も市長公 室内にはお部屋がありますね。それぞれ副市長も、そして、市長の部屋にも、実際に はハンガーをかけるスペースがあるので、実質的にあそこで着替えるというのは、例 えば上から下まで着替えないといけないというような場合に限ってになってしまうの で、事実上、これまでの市長はあの部屋を使っていなかったというふうに聞いており ます。それを今、自分だけが使えるのだというふうに認識をされた、それが秘書課全 員の認識だというふうにおっしゃいましたけれども、それは誰に確認をされたのです か。

〇冨田裕樹証人 繰り返しになりますが、これまで市長室内で、また、職員もそこに

立ち入ることは誰も行わないという慣習を私も目の当たりにしておりましたので、全 員で暗黙の了解で認識していたものというふうに認識しております。

- ○藤原美知子委員 暗黙の了解というのは、どういうことですか。
- **〇冨田裕樹証人** それは職員誰もがそのように認識していたということでございます。
- ○藤原美知子委員 市長に物が言えなかったというだけではないですか。
- **○冨田裕樹証人** これまでの秘書課の者も適切に私には助言を行ってくださっていますので、そのような誰もが物が言えないというような状況ではございません。
- ○藤原美知子委員 実質的に使っていなかったとしても、これは、副市長も含めて、 共有できる場所だよねという、そういう話合いなどは一度もされずに、もう当然市長 のものだというふうに判断をされたということでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** 何度も繰り返しになりますが、誰もがその認識でいたということで ございます。
- ○藤原美知子委員 ここは見解の相違だと思いますので、具体的なお名前が出ないということでありますので、誰もがというのは、市長個人がそう思っていらっしゃるというふうに判断をさせていただきたいと思います。

次に、トイレのタオルの交換ですけれども、これは冨田市長になられて、どのよう な指示をされましたか。

- ○冨田裕樹証人 もともとトイレ内のタオルの交換は、秘書課内の事務の者が交換を していたというふうに認識をしております。私がお願いしたのは、市長になってから、 よくタオルを使用する場合がありますので、タオルを何本か多めに常備置いておいて ほしいというようなお願いをしたというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 この問題は、後ほど別のところで詳しくお聞かせいただきたいと思いますので、取りあえず、私の質問はここで終わりたいと思います。
- **〇前田敏副委員長** ほかの委員、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、次に、私物の持込みについて、私のほうから2点だけ、

まず最初に質問させていただきます。

1点目は、施術用ベッド、畳ベッド組立てを職員に指示されたことは、これまでの 証言で明らかになっております。それらを更衣室に設置するために、更衣室に置いて いた荷物の搬出や健康器具の設置を指示されましたでしょうか。

- **○冨田裕樹証人** いつどこで誰がどのように、具体的に質問をしていただきますようにお願いいたします、個別具体的にお願いいたします。
- **○前田敏副委員長** 分かりました。では、後ほどきちっと日程を含めて日時を申し上げますので、明確に答えをいただきたいと思います。

続きまして、箸、食品(サトウのごはん)、施術用ベッド2台、途中から畳ベッド、 冷蔵庫2台、筋トレグッズ、ダンベル、縄跳び、ネクタイ、キャンプ用鍋、ガスボン ベ、ガスバーナー、鍋セット、ジューサーなどが届けられていると聞いておりますが、 それは事実でしょうか。

○冨田裕樹証人 縄跳びというのはちょっと初めて聞きましたが、そのような事実はなかったと認識しております。ただ、一方で、公務で本当に朝から晩までずっとなかなか自宅にゆっくり戻れることもなかった、手元に受け取れるタイミングもなかったということで、注文を自身で行い、秘書課のほうに届けてもらうことがあったというふうには記憶はしております。

○前田敏副委員長 分かりました。

では、ほかの委員から質問をいただけますでしょうか。

○藤原美知子委員 改めてお尋ねをしたいと思います。

今、副委員長から質問がありましたように、縄跳びは知らないとおっしゃっていま したが、具体的に言いますと、アマゾンから商品がどんどん届いていたということで、 市長就任時から届き始めたと。施術用ベッド2台、これは間違いないですか。

○冨田裕樹証人 まず、施術用ベッドはもともと私が市長に着任する前から個人で1 台は持っていたものでございます。もう1台は、新たに必要だという認識で準備した ものになります。

- ○藤原美知子委員 続いて、途中から畳ベッドも届けさせましたか。
- **○冨田裕樹証人** 今、届けさせましたかというような表現がございましたが、畳ベッドにつきましては、私が自身で注文して、私自身で現場のほうまで、市長控室まで持ち運んだものでございます。
- ○藤原美知子委員 次に、冷蔵庫2台、これはいかがですか。
- ○冨田裕樹証人 冷蔵庫につきましては、1台がもともと私が保有していたものを自身で搬入したと。もう1台の小さな冷蔵庫につきましては、配送業者に注文して届けていただいたというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 あと、ガスボンベとか、ガスバーナー、鍋セット、ジューサー、 こういったものはいかがですか。
- **○冨田裕樹証人** ガスボンベや小さな調理器に関しては、自身の持ち物として私自身 が持ち込んだものでございます。ジューサーにつきましては、恐らく自身で注文して、 そこに届けていただいたというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 続いて、健康器具は既に持ち込まれていたと確認しておりますが、 電子レンジ、棚、デスク、椅子、パーティションの持込みもありますか。
- **○冨田裕樹証人** 電子レンジ、棚、パーティションともに私のもともとの私物として 持ち込んだというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 電子レンジと棚とパーティションだけですか。
- **○冨田裕樹証人** 私物といいましても、例えば携帯電話も私物ですから、私物となれば、ペンも一つ私物になります。もうそこまで全てを今頭の中で把握しているわけではございません。
- ○藤原美知子委員 先ほど聞きました中に、机とか椅子とかもあったのではないかと聞いたのですが、お返事がなかったので、確認をさせていただきましたが、いかがですか。
- **○冨田裕樹証人** 机のほうも自身の持ち物の机、そして、椅子も自身の持ち物の椅子を持ち運んでおります。

- ○藤原美知子委員 市長のこの机とか椅子というのは、壊れていたので、持ち込まれたのですか。
- ○冨田裕樹証人 私は、また後ほど説明させていただきますが、重度の椎間板へルニアで何度も手術を繰り返してきております。私自身が公務や執務を行うにおいて、非常に腰に負担をかけない椅子であったり、並びに執務がしやすい机というのは、もともと設置されていた市長室内の机を使用して仕事をしようと思ったこともございましたが、あまりにも腰に負荷がかかるということで、もともと置いてあった市長専用のデスクをのけて、自分の私物である机と椅子を持ち込んだという経緯になります。
- ○藤原美知子委員 パーティションは何のために持ち込まれたのですか。
- ○冨田裕樹証人 まず、市長室内でも個別で職員から、個別で職員のプライベートを守りながらお話を伺うときも必要だというふうに認識をしておりました。というのは、市長室というのは、常にドアは開けている状態で、秘書課の者が出たり入ったりしながら市長の執務をサポートするという状況ではあるのですが、やはり多くの職員の中でも特段、市長に報告したいこと並びに少しちょっと公には相談をしづらいような内容もあるということを危惧して、自身のパーティションを持ち込んで、もし職員が私に個別で相談をしたい場合は、そうしたパーティションで区切ったような相談エリアというのを市長室内に当初設けようという形でパーティションを持ち込んでおります。また、これは必要に応じて移動式、可動式ですぐに設置できるものですから、必要に応じて間仕切り等を作って、仕事の必要に応じたレイアウトを構築するために、常時置いておくために、今現在も置いております。
- ○藤原美知子委員 これらは、全て私物なのですけれども、こういった持込みの場合は、許可とか、そういう管理規程とかあるというふうに思うのですけれども、例えば私たちも持ち込んでも備品リストに載せて記録をしておくとか、そういったことがあるのですが、持ち込む際に、どなたかから許可を得られましたか。
- **○冨田裕樹証人** まず、設置権限というのは、恐らくこれは庁内においては、恐らく ですけれども、市長にあるというふうに認識をしております。また、これまで、私も

議員時代に、恐らく議員の先生方の控室にも電子レンジがあり、冷蔵庫があり、様々な私物があると思いますが、それらの全ての私物に対して、例えば設置許可というものに関しては、私の記憶では、議員時代はなかったというふうに認識をしております。一方で、今回の件を受けて、管理する上において、東日本大震災を受けて、多大な光熱費が出るようなものに関しては管理していこうという流れになったということは、後ほど確認ができましたが、そういった意味合いにおいては、一つ一つの備品について、細かなものまで許可をするということは、私の市長室内のものに関してはなかったというふうに認識をしております。

- ○藤原美知子委員 最終的な権限はもちろん市長だというふうに思うのですが、一般的に庁内で新たなものを持ち込むというときには、総務部長なりの許可が要るのではないですか。市長だからと、これは市長の分ですから、自分で自分に権限を与えて勝手に、もう自分だったら何でも、自分がオーケーすれば入れられるというふうに判断されたのでしょうか。
- ○冨田裕樹証人 先ほども申し述べましたが、設置権限ないしは許可の権限というのは市長にあると認識しておりますので、必要に応じて、これは公務を行うに応じて必要なものと認識して置いたという経緯になります。
- ○藤原美知子委員 市長経験は初めてだろうと思いますので、これまでの慣習とか、何度も出てきますけれども、こういったものを持ち込むときには、持ち込んでいいのかなというようなことをどなたかに相談はされませんでしたか。
- **○冨田裕樹証人** もちろんそういった私が私物を持ち込むに当たっては、常に秘書、特に秘書課長にはもちろん相談させていただいたり、また、全ての持ち物に関しては、もちろん秘書の者というのは、そこを出入りするわけですから、知っているというのが現状でございます。
- ○藤原美知子委員 知っているのと、相談をしたのとはまた別だと思うのですが、これまでの、今おっしゃったそれぞれの個人の持ち物というのは、全て秘書課長と相談をされたということでよろしいのでしょうか。

- **○冨田裕樹証人** 私の記憶では全てのものを相談をするということではございませんが、特段、確認すべき内容だろうと思ったものに関しては、確認をしたというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 では、これまで名前を上げたものの中で、これは報告しておくべきだということで、確認されたというのはどの部分でしょうか。
- **○冨田裕樹証人** 少し記憶が曖昧でございます。今明確にこの私物に関しては明確に確認したというような記憶が明確に残ってはございません。
- ○藤原美知子委員 質問を替えたいと思います。

ベッドなどの設置に関して、職員に手伝わせましたか。

- **○冨田裕樹証人** ベッドの組立てですね、持込みに関しては私自身が持ち込み、組立 てに関しては、職員に手伝っていただいたと認識をしております。
- **○藤原美知子委員** 施術用ベッドが2台という証言を得ておりますけれども、2台、なぜ必要だったのか、どことどこに設置をされたのか、お答えいただけますか。
- **○冨田裕樹証人** もともと施術用ベッドというのは1台、私のもともと持っているものを運び入れておりましたが、新たに施術用ベッドを更衣室のほうに1台、そして、市長室と応接室をつなぐ廊下の部分に施術用ベッドを1台置きました。
- ○藤原美知子委員 では、この図面でいいますと、廊下というのは、ここ、一番右端、市長室から応接室へ抜ける、この場所に置かれたということで間違いないですか。更衣室は一番左ということでよろしいですか。
- **〇冨田裕樹証人** 更衣室に1台、廊下のほうに1台ということになります。
- ○藤原美知子委員 なぜ2台必要だったのでしょうか。
- ○冨田裕樹証人 なかなか御理解いただけないかもしれませんが、私は何度も申し述べますが、重度の椎間板へルニアで何度も手術を繰り返してきました。更衣室に入って、そこの施術用ベッドというのは、基本的には仮眠を取ったり、少しの疲れを取るための仮眠を取るものとして認識をして設置しました。ただ、廊下のほうにあるときには、何分、市長着任後、本当にトイレに行く時間すらもないような毎日を送ってお

りましたので、恐らく皆さん笑われるかもしれないですが、本当にそういう毎日を送ってきました。そういう少しの間に腰を伸ばしたり、そして、腰の負担を軽くする、長時間座るということが私はもうこれまでなかなか難しゅうございましたので、応接室の間に施術ベッドを置くことによって、市長室に戻るとき、そして、来客はもう30分、ないしは15分刻みで毎日アポイントがありましたので、その僅かな数秒でも腰を伸ばして、体調を管理するというために置いたものでございます。

- ○藤原美知子委員 この図面を見ましても、更衣室も廊下もほとんど距離は変わらないというふうに思うのですけれども、この1分、1秒を争うほど、早くベッドに寝たかったということですか。
- ○冨田裕樹証人 恐らく皆さんは笑われるかもしれませんが、朝は、当時、市長着任後、早いときで5時過ぎ、6時ないしは7時には登庁し、夜は8時から9時に帰り、土日も含め、夜以外の全てを公務にささげるという覚悟で、数分、数秒も削りながら毎日仕事をやっておりました。毎日が激動の毎日を過ごしておりましたが、おっしゃるように、本当に数秒、数分を稼ぎたい、そういう認識で、いかに効率よく仕事をできるか、公務に励める環境をつくるのかというのが私の中でも一つのテーマでございましたので、真面目にそのように体調管理を行っておりました。
- ○藤原美知子委員 朝5時から6時までに入っておられたということですけれども、 職員もいないのに、朝5時から6時までの早くに来て、どんな公務をなさっておられ たのですか。
- ○冨田裕樹証人 恐らく創造的な仕事をやるという認識がない方にとっては、恐らく 御理解がなかなか難しいかもしれませんが、私が今現在、市長に着任させていただい て、本来の市長として市政を運営するための業務以外に、これから池田の将来、まち のためにやらなくてはいけない案件だけでも大体550ぐらいの政策タスクを上げてい ます。つまり、これは別にやらなくても別に問題ない。ただ、池田の未来のために、 市民のために必要な、いわゆるクリエーティブな、創造的な政策タスクです。つまり、 私が市長職としてほぼ9時から5時は本来の市長業務を行っておりますが、それ以外

の時間は全て、例えば池田の未来に必要な政策の調査、そして、立案、そして、その着地点がどこに必要か、そして、それを政策タスクを実現するために何が必要か、一つ一つそれを調査するだけでも多大な時間かかります。私が主に朝、時間を取って、ほぼ夜まで、午後というのは、コロナ禍になる前は、ほとんど会合等で出席しなくてはいけないような状況でしたし、朝しかそうした創造的な仕事ができないということで、早朝からそうした施策の立案や調査、そして、様々な考えを巡らすことも含めて、早朝にしていたということで、もう仕事は山ほどあるというのが現状でございます。

○藤原美知子委員 この問題はまた後ほど出てくると思いますので、ただ一言だけ言っておきますと、私たちも同じような状況もございますが、自宅でできるのではないかということを一言付け加えておきたいと思います。

次に、エアロバイクや腹筋用運動具、これはいつ頃持ち込まれましたか。

- ○冨田裕樹証人 エアロバイクにつきましては、これは市長着任時の早い段階ですね、 夏に入る前ぐらいに持ち運んだというふうに記憶をしております。腹筋器具というよ うなものはございません。恐らく腹筋器具と皆さんが認識しているものは、あれは脊 椎矯正を専用に、脊椎矯正をするための専用ストレッチ器具です。なので、あれは腹 筋器具ではございません。
- ○藤原美知子委員 では、次に行きますね。アマゾンから届いた商品の数々の中に、 靴が10足届いて、市長はその中の1足を選んで、残りの9足を職員に返品させたと聞 いておりますが、本当ですか。
- ○冨田裕樹証人 私が記憶しているのは、まず、靴をアマゾンのほうで注文して、秘書課に届けるようにしたことは記憶はしております。返品をお願いしたことも記憶をしております。ただ、その靴の中身ですけれども、市長という立場で公務をする際に、例えば挨拶回りというのが一つあります。その挨拶回りにおいて、公用車で行って例えば体育館で挨拶したり、運動場で挨拶したり、ないしは下がいわゆる泥まみれのようなところになってももちろん駆けつけて御挨拶させていただく。そういう意味合いもあって、外出用、いわゆる公務に係る必要な運動靴、体育館用の専用運動靴という

のを公務上必要だと認識して、また、そのストック等も準備するために注文したとい うのは覚えております。ただ、実際に手元に届いてから、あまりにもちょっと注文し た内容と違ったので、秘書課の者に、申し訳ないが、これの返品をお願いしていいか ということでお願いしたというふうに記憶をしております。

- ○藤原美知子委員 自分で返品すればいいというふうに思うのですが、注文の品が届かないということで、職員に捜させる行為はされましたか。
- **○冨田裕樹証人** 個別具体でないと、少し分かりません。今の質問の内容については、 記憶がございません。
- ○藤原美知子委員 では、私たちが聞き取った内容を言いますと、注文の品物が届かない、捜してくれと言われて、当時の広報広聴課にも問合せ、結局郵便局に留め置きになっていて、それも取りに行かされたと。もらってきた品物は食事をするためのお箸だったというふうに聞いておりますが、なぜ自分で捜さないで職員に捜させたり取りに行かせたりしたのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。
- ○富田裕樹証人 お箸がどうか、ちょっと記憶が定かではございませんが、私も仕事をするにおいて、例えば事務的に必要なものをインターネットのアマゾンで買物をして直接届けてもらうというのは何度もございました。例えば携帯電話の充電器のプラグであったりとか、USBメモリーであったりとか、そうしたささいなものをインターネット上で注文して、秘書課に届けてもらうということが何度かあったのは、それは記憶はしております。中身は明確に覚えておりませんが、あまりにも小さな備品の場合、いわゆる秘書課に届けるように注文したとしても、ポストに投函するような形で届くようなものもございました。そのポストに投函されるようなものに関しては、私がちょっと調べた限りでは、池田の私書箱宛てに届くというふうに、少し調べてもらうと、そのような形になっていると。当時、秘書課の者に相談させてもらったときに、恐らく、市長、それは私書箱宛てに届いているような形で、秘書課に届くのではなくて、池田郵便局の専用の私書箱のほうに多分そうした郵便はまとめて行っていると思いますというふうに言われましたので、もし、では、そちらのほうに、私書箱宛

てにほかの郵便を回収に行くときに私がお願いしたものも届いているかもしれないので、そこは一緒に持ってきてくれたらありがたいですというふうに秘書にお願いをしたというふうに認識をしております。

○藤原美知子委員 自分でなぜ行かれなかったのかというふうに思いますが、そこはどうですか。

○冨田裕樹証人 ちょっと後ほど、どこかのタイミングでそういった内容もお話しできたらと思うのですけれども、事務分掌規則の中でも秘書というのは市長の秘書に関わる全般と、全てざっくりと書かれております。その中で、やはり市長の仕事が激務の中で、補完的に秘書が市長の公務を支えるという面において、一定それは秘書課の者も御理解いただいているものという形で、お願いさせていただいたという形でございます。

○藤原美知子委員 では、るるいろんな品物が届いて受け取ったりする仕事、例えば、 先ほどからお箸だとか、サトウのごはんだとか、施術用ベッド、畳ベッド、ガスボン べ、バーナー、鍋セット、調理器、いろいろおっしゃっていましたね。こういったも のって、本当に公的なものなのか、公的に必要なものであれば、これはきちんと職場 から注文をしてもらうというのが当たり前であって、これは全く私物ではないのかと 思いますが、私物であるならば、職員を使うのではなくて、御自身で全部されるべき ではないかと思いますが、いかがですか。

○冨田裕樹証人 恐らく議会のほうでも議員の先生方にいわゆる届け物とかがあったときに、議会事務局のほうに一旦預かってもらって手渡しするというようなこともあると思います。世間一般的に、例えば私物の配送をいわゆる職場まで持ってきてもらうというようなことも、世間一般的にも十二分にあることだと認識しております。私自身も、こうした私物とはいえ、全ては体調管理をしっかり行って、より公務に励める、そのような環境をつくるために、前向きにそういった私物等を持ち運んでおりましたので、そこは一定市民の皆さんからも一定の御理解が得られるのではないかなというふうに認識をしております。

- ○藤原美知子委員 体調管理は個々それぞれがやるべきであって、職務でやるものではないというふうに思いますが、それも職務の一環ということですか。
- ○冨田裕樹証人 これは、政治家ないしは仕事をやる者がどのように捉えるのかによりますが、私は市長という責務を負っている立場として、もう自身の体に何か問題があるときは、それは全て市民の皆様並びに市全体に悪い影響を与えるものとして、こうした体調管理や体の管理というのは職務上も大前提として必要なものだというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 では、市長の行動というのは全て公務だというふうに御自身が考えておられるのですかね。
- **○冨田裕樹証人** 地方自治法における特別職というのは、そこは全ての采配というのは特別職の考え、ないしはそれによるというふうにたしか規定されていたというふうに認識しておりますので、そこは特別職がどのように認識するのかというものに委ねられていると考えます。
- ○藤原美知子委員 その地方自治法の特別職の規定って第何条に書いてあるのですか。
- **○冨田裕樹証人** 今ちょっと第何条かは資料がございませんので、分かりかねますが、 そのような内容がたしか書いてあったというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 それは誰かにそう教えてもらったのですか。
- **○冨田裕樹証人** 自身で地方自治法の特別職に関しての条文を読んだときの記憶でございます。
- ○藤原美知子委員 では、この内容で争っておりますと時間がかかりますので、次に 行きますが、勤務中に職員にケーキを買ってきてくれという指示はされましたか。
- **〇冨田裕樹証人** そのような記憶はございません。
- ○藤原美知子委員 では、記憶がなければ結構ですが、そういう指示があったという ことも聞いております。

次に、庁舎に大量の私物を持ち込んで設置をしておられるということが明らかになっておりますけれども、それが公務に必要なものであっても、備品類の持込み、これ

は先ほどベッドのときにも言いましたけれども、届けが必要だと思います。幾ら市長 が最高責任者であるとはいえ、具体的に管理をする総務課に届ける必要があったので はないかというふうに思いますが、実際に届けをして、許可を得られておりますか。

- ○冨田裕樹証人 届出という内容ですが、恐らくその届出は庁内におけるルールでは、ある程度の電気使用料金がかかるものの届出が必要になったというふうにルールが変わったということを後ほど私は知りました。ちなみに、各議員の先生方の中でも設置している電子レンジや冷蔵庫等も、恐らくその報告等はなく、シールを貼っていないと思います。つまり、そうした形での庁内における徹底したルール化というのは、これを基に見直さなくてはいけないなというふうには認識はしております。
- ○藤原美知子委員 議会のことを言われましたけれども、議会であっても、私たちは備品登録ということをさせていただいて、シールを貼って、パソコンや机の1台から全部備品台帳に管理をするというルールになっておりますが、あなたはそれをしておられなかったということですか。
- **○冨田裕樹証人** 私の記憶では、そのような議会事務局とのやり取りというのが一度 もございませんでしたので、そこはしておりませんでした。
- ○藤原美知子委員 次に行きますね。電子レンジは、設置の際に総務課から特に電源が落ちる心配があるので、使わないようにと指示をされたと私たちは聞いておりますが、それを無視して利用されたのですか。
- ○冨田裕樹証人 まず、職員が使わないように指示をするというような表現が少しちょっとおかしいなと思うのですけれども、まず、職員のほうが、何でも私にはもちろん忠言をしてくれていたというふうに認識しております。当時、電子レンジにつきましても、市長、このワット数の関係から、もしかしたらちょっと危険といいますか、電源が落ちてしまうようなことがあるかもしれませんのでというのは聞いた記憶がございます。
- ○藤原美知子委員 そういう可能性があるので、使わないでくださいと言われたと聞いておりますが、それでもないしょで使い続けられたということですか。

- ○冨田裕樹証人 使わないでくださいというような話を私が聞いた覚えはございません。なるべく、市長、気をつけてください、使わないようにしてくださいというのは言われたかもしれませんが、もし使わないでくださいというのであれば、恐らくそこで使わないような判断を行っていたというふうに認識しております。そのような指示を職員からしてきたというようなことはございません。
- ○藤原美知子委員 そこは使わないでほしいというふうに受け止められなかったということで、受け止めておきます。

次に、電子レンジの使用についてですが、記者会見では、昼食を取るために必要と

おっしゃっておられますが、一方で、朝食と昼食は取らないと公言されております。何が本当かよく分からないのですけれども、電子レンジは一体何に使われたのですか。 〇冨田裕樹証人 基本的に私は1日1食の生活をもう何十年来も続けていますので、 基本的には昼御飯というのは食べないのが本来でございます。ところが、やはり体調によっては、体調が悪いときとかは糖分を少し入れることによって、体調をちょっとコントロールしたりとか、どうしてもおなかがすくときというのもございます。そういうときも含めて、例えば朝とか、昼とか、少し時間が空いたときに、少し口に物を入れるというために電子レンジで御飯を温めたり、ちょっと必要なときは何か簡単な食事を作って食べたりというときもございました。あともう一つは、私はよくぬれタオルを作って、ホットタオルをよく作って顔を拭くのですけれども、そのホットタオ

○藤原美知子委員 冷蔵庫はなぜ2台必要だったのですか。

ルを作るためにも電子レンジは非常によく使用しておりました。

○冨田裕樹証人 まず、冷蔵庫、1つは更衣室にありますが、基本的に、皆さんがお 昼休みの1時間を私は体調管理のためのトレーニングの時間として使っておりました。 更衣室のほうで着替えてするわけですけれども、そのときに喉が渇いたらすぐに手元 に水が飲めるようにという形で、更衣室に冷蔵庫を1つ設置していた。また、少しお なかがどうしても減ったときは、外食だとすぐにちょっと体調が悪くなるのもあって、 基本的にはほとんど自身で作ったりとか、手作りのものを食べるのですけれども、そ

の更衣室の中にちょっとした食べ物等を置いておくために更衣室に冷蔵庫を1台置いておりました。もう一つの冷蔵庫というのは、私の市長室内ですね、市長室内の私の 執務する横に小さい冷蔵庫があって、それは喉が渇いたときにすぐに開いて、水を飲めるようにという形でそこに小さな冷蔵庫を設置していたという経緯になります。

- ○藤原美知子委員 市長室と更衣室と、すぐそばなのですけれども、その一刻も猶予がならないほど、2台必要だったということですか。
- ○冨田裕樹証人 何度もお答えさせていただいていますが、全くトイレに行くような時間がない中でも毎日仕事をしておりましたので、わざわざ市長室から更衣室まで喉が渇いたから水を取りに行くというような、そういったことをするよりかは、すぐ手元の横に喉が渇いたときにすぐに飲めるようにすることは仕事を効率的にやる上で必要だという考えの下、設置したということになります。
- ○藤原美知子委員 一刻の猶予も惜しいほど仕事をしているというのは、指示ではなくて、あなた自身がそういうふうに追い込んでいたというだけであって、トイレに行く時間も与えないほど時間がなかったということではないと思うのですが。
- ○冨田裕樹証人 それは、例えば30分刻み、15分刻みのアポイントがずっと続いたり、会議も短いところでは30分、その30分とか、来客も含めて、皆さん市長に物を言うためにいろいろ準備して思いがあって来ています。やはりそれらの一人一人にしっかり、各団体にも対応すれば、本当に時間のぎりぎりまで続くような毎日が続いておりました。なので、私は、そういった面では、もう自分の体力が続く限り、限界まで追い込んで市政を前に進めてやらなくてはいけないという形でやっていたというのが現状でございます。
- ○藤原美知子委員 誰もそこまで求めていないというふうに思うのですけれども、次に行きます。

ガスこんろ、バーナー、これは報道の映像の中でも明らかになっておりますが、証人は市長室、または市長控室と言われている場所で煮炊き物をされましたか。

○冨田裕樹証人 煮炊き物をしたような記憶はございませんが、このガスこんろやバ

- ーナーというのはよほどのことがない限り、使わなかったというふうに記憶しております。というのは、私もどうしても……。
- ○前田敏副委員長 冨田証人、大変恐縮ですが、時間的なことがありますので、使っていなければ、使っていない、明確にお願いしたいと思います。
- ○冨田裕樹証人 1度だけ使った記憶があるぐらいです。
- ○藤原美知子委員 私たちが聞き取った話では、市長室でゆで卵を作っておられたり、 ラーメンを炊いていたという証言がありますが、間違いありませんか。
- **○冨田裕樹証人** ゆで卵は、そう言われてみれば、作った記憶がございますが、ラーメンは作った記憶がございません。
- ○藤原美知子委員 そのラーメンを炊いた後のお鍋とおわんを洗っておいてくれというふうに指示をされたと聞いておりますが、それはうそですか。
- **○冨田裕樹証人** 当時、秘書課の者が率先して手伝うよと言ってくれた中でお願いした経緯はございますが、その後、それらが一つ大きな問題だと認識して、その後はそういったお願いはしていない、ないしは、秘書がやろうとしてもそれはやらないように自身でやっていたと記憶しております。
- ○藤原美知子委員 私たちはそのようには聞いておりませんが、もう一点、火は危険だから使わないようにと、これは副市長、課長から注意されたと聞いておりますが、その注意を無視して煮炊き物の調理をされたということでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** 先ほど申し述べましたが、ほとんど使用をしておりません。1度使用して、その後、たしか副市長に言われたような記憶はございますが、その後はほとんどもう置きっ放しで使用していなかったというふうに記憶しております。
- ○藤原美知子委員 こういった一連の私物ですね。先ほどからその私物を持ち込むのも市長職のために必要だったのだというふうにおっしゃっておられましたけれども、自宅ででも私たちは持ち帰って仕事をすることはよくあるのですが、なぜこうした私物を市役所に届けさせたのか、もう一度お聞かせいただけますか。
- **〇冨田裕樹証人** 私にとって、もう寝る以外の時間は全て公務にささげるという思い

で仕事に取り組ませていただいておりましたので、私も人間ですから、最低限の生活ないしは生きていく上で必要なものというのをいかに効率的に公務を行いながらやるのかという面において、公務を補完的にサポートする必要性があるものと認識して、そうした私物は入れていたということになります。

○藤原美知子委員 こうした私ごとも含めて、私物、私ごと、これを職員に手伝わせることも公務であると、職員の仕事だというふうに思って指示をされてきたのですか。
○冨田裕樹証人 一つ一つの個別具体でなければお答えすることは難しいと思います。というのは、例えばベッドの組立てに関しては、秘書の者に手伝っていただきました。なぜか、まず、私が市長控室に寝泊まりできる環境は、市長という立場上、危機管理上必要だという認識で設置をしております。というのは、職員も台風が来たり、大きな大災害があったとき、職員も寝泊まりしながら、そうした市民の安全のために備えます。市長たる危機管理のトップの者が、もし大規模災害や台風等の災害が来たときに危機管理上、寝泊まりもしながら備えることは必要だと思っています。つまり、ベッドの組立てというのは、私物のものを職員に指示したのではなく、危機管理上必要な、公務上一定必要だと理解できるものという認識でお願いしたわけでございます。つまり、今個別具体でないとお答えすることが難しいと言ったのは、そうした一つ一つの私物に対してどのように考えがあるのかというところまで掘り下げて言っていただけますと明確にお答えすることができます。

○藤原美知子委員 ベッドは危機管理上必要なのだとおっしゃっていますが、本当に 市役所で危機管理上必要であれば、市が用意をするものであって、市長が準備する必 要はないのではないでしょうか。

○冨田裕樹証人 これも非常に難しいところでして、公務上必要だという認識で公費を使ってベッドを置いた場合、これは例えば市民の感覚とか、世間の感覚として、一定それはおかしいのではないかというような御指摘をされることもあるかもしれない。そういった面では、やはり私物で、自分のお金で用意するということは、税金を使わず、市民の皆さんにも負担をかけないという面では、私はそれは政治家として適切に

判断しているというふうに認識しておりますので、それは私自身がどのように判断するのかだと思っております。

- ○藤原美知子委員 では、ベッドの使用とか、いろんな私物の使用は、全部危機管理 上必要で使用されていたということでよろしいですか。
- ○冨田裕樹証人 例えばベッドもそうです。例えば更衣室の環境に関しては、もちろん体調管理の目的もある反面、それは公務上、円滑に公務を行うための体調管理の必要がある反面、もう一つは、危機管理上、そこに寝泊まりしても仕事ができるような環境をつくることも必要だと。両方の意味合いがあるというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 数々の持込みをされた私物は、市長室で生活するために持ち込まれたように私たちには見えてしまいます。なぜ私物を自宅で使うのではなくて、市役所内に持ち込んだのか、公務であっても、時間外であれば、自宅で仕事をすればいいというふうに思いますが、あなたの判断は仕事は市役所内でしかできないということだということですか。
- ○冨田裕樹証人 まず、生活をするためにこの市長公室内に私物を持ち込んだことは ございません。今法定でも争おうとしておりますが、私が市長公室内で生活をしていたというような実態はございません。まず、一つ、市長室内でしか仕事ができないのか、そのとおりでございます。まず、一つは、我々が扱っているのは公文書等でして、こうした公文書等は基本的には市庁舎外に持ち出すことというのは禁じられています。そうした市長室内でしかできない仕事、扱えない資料もたくさんございます。それは、自宅でできる内容はもちろん自宅でやればいいことかしれませんが、私が扱っていた仕事というのは、全て公務になり、公文書等もたくさん扱っているので、よって、市長室内でしか仕事ができない案件をほぼ行っていたということになります。
- ○藤原美知子委員 では、1点だけ確認しますが、この報道以降、サウナを撤去されて以降、市長が庁内にいらっしゃる時間は非常に短くなっているというふうに思いますが、もう仕事は激減したという判断ですか。

- ○冨田裕樹証人 このサウナ等の報道がなされる前は、おっしゃるとおり、朝5時過ぎ、ないしは6時過ぎには登庁して、夜8時、9時には帰るような、そういう毎日を送っておりました。今現在は確かに少し遅めに、遅めといいましても、午前9時までに来て、午後5時過ぎに出ていくというようなことも普通にありますが、それは、今一定こうした報道等も含めて、今庁舎内のこの百条委員会の状況等も注視させてもらうということも含めて、少し市政を前に進めるスピード感というのは今ゆっくり進めようという形で、今比較的遅い時間といいますか、普通には入退庁を行っておりますが、今後はやはりもう一度、私が本来これまで行っていたような公務の取組姿勢と、取り組むような内容はまた戻していきたいというふうに思っております。また、遅い時間というふうに言っていましたけれども、必要なときは、これまでも朝5時過ぎとか、6時過ぎとかに、サウナ報道後も入庁しておりました。
- ○藤原美知子委員 こもごものいろんなお話ありましたけれども、ホームレス市長の報道を否定されておられますが、設置されている電子レンジをはじめとするいろんな器具というのは、やっぱり生活を市長室で維持できる内容だというふうに判断されると思うのですが、それでも、自宅代わりにしたということではない、公務のためだったということでいいのですね。
- **○冨田裕樹証人** いずれ裁判等でも明らかになりますが、私はまずホームレス市長ではございません。自宅はございます。また、生活実態が市長公室内にあったわけではございません。
- ○藤原美知子委員 ベッドやエアロバイクなど、記者会見の際に既に撤去したと発言しておられましたが、実際は市長室の物陰、あるいは廊下に隠されていたとの証言がありました。一体いつ搬出されたのですか。
- **○冨田裕樹証人** 記憶では、サウナは報道前に撤去を行ったと記憶しております。エアロバイクに関しましては、当時、秘書課の者が自ら私のほうに申し述べてきて、エアロバイクは私が見えないところに撤去をしましたというふうに職員自らが自発的に考えて、申し述べてきたのを記憶しています。そこから、エアロバイクの撤去につき

ましては、直接後援会の方が手伝ってくれるからということで、後援会の方にお願いをしてもらったら、多分撤去してもらえると思うので、よろしくお願いしますと職員に言うと、職員が、では、そうさせていただきますねといって、やっていただいたというふうに記憶をしております。エアロバイクの撤去の内容等については、私は全く存じ上げていないという状況でございます。

- ○藤原美知子委員 では、確認いたしますけれども、その畳ベッド、エアロバイク、こういったものは、市長が指示をされたのではなくて、秘書課の職員が自主的に隠してくれたという判断でよいということですか。
- **○冨田裕樹証人** いつ誰がどこで具体的にどの内容のものをどこにどういうふうにと 個別具体的でないとお答えすることができません。
- ○藤原美知子委員 もう一度言います。畳ベッドやエアロバイクなどと今言ったはずですが、それらは、市長の指示ではなくて、秘書課職員が自主的に全部動かしたと、 隠したということでよろしいですかという質問です。
- ○冨田裕樹証人 ちょっと質問の内容が大きく包括していますので、畳ベッドにつきましては、解体については秘書課の者にお願いをして解体してもらったというふうに記憶をしております。畳ベッドの搬出に関しましては、私は、当時、後援会の方と副市長に力をお借りして搬出したと認識をしています。エアロバイクについては、秘書の者が自主的に廊下のほうに置いておきましたのでと、自主的に撤去してくれたというのを記憶しております。そのエアロバイクをそのような形で撤去したときに、ありがとうと、それであれば、もう当時はマスコミ等がたくさん来ていた時期でして、私もそちらのほうの対応で手いっぱいでしたので、後援会の方に連絡を入れておいてくれたら、後援会の方が撤去してくれると思うので、よろしくお願いしますというふうに言ったのを記憶しております。そこからは、後援会の方が撤去してくれましたので、どのような内容の経緯かというのは、少し存じ上げていないというような状況でございます。
- ○藤原美知子委員 では、この関連の質問は最後ですけれども、そのエアロバイクは

秘書課職員が自主的に隠してくれたけれども、後援会の方が撤去してくれた。これは 具体的には、いつ撤去されましたか。

- **○冨田裕樹証人** 先ほども申し述べましたが、そのいつかというのは、私は全く見て おりませんので、分かりません。
- **○前田敏副委員長** 冨田証人、記者会見では、エアロバイクの撤去は10月23日午前中 にというふうに記者会見でお答えをいただいておりますが、間違いないですか。
- **○冨田裕樹証人** 当時の記者会見も、明確な具体的なスケジュールないしは記憶が曖昧な中で記者会見を行っておりましたので、その具体的な日時というのは、今現在も定かではございません。
- ○前田敏副委員長 では、関連してほかにまだありますか。
- **〇西垣智委員** 施術ベッドに関してですけれども、施術ベッドの設置理由はヘルニア の痛みを和らげることが目的でよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** 目的は、幾つかありまして、まず一つは、腰の後遺症を緩和するためというのが一つ。あともう一つは、どうしても疲れたときに短時間での仮眠を取るためというのが一つ。あともう一つは、危機管理用ですね、危機管理上、市長が寝泊まりできる環境が危機管理上必要だという認識の下で設置した。大きくこの3つが理由になります。
- **〇西垣智委員** 調査では、庁内で太陽トレーニングということをしておられるそうですが、これはどのようなトレーニングですか。
- ○冨田裕樹証人 恐らく太陽というのは、いわゆるサンですね、太陽と書いて太陽のトレーニングと。それは私がお昼休み1時間、グーグルカレンダーで私自身が自分で分かりやすいように、そのように表現していたものを、恐らく秘書課の者が太陽トレーニングとはどういうことなのだろうという形になっていると思いますが、私は昼の1時間は有酸素運動やインナーマッスルトレーニングとか、幾つか体を動かしているのですけれども、なるべく非常階段を上り下りしながら体幹を鍛えたり、また、屋上のほうでちょっと太陽の光を浴びて、心身ともに、僅かな時間ですけれども、リフレ

ッシュするために、そうした意味合いもあるものでございます。主にやっていた内容は、非常階段の上り下りによる体幹トレーニング、有酸素運動、簡単な自重トレーニング等を行っておりました。

- ○西垣智委員 調査では、この太陽トレーニングとは、施術ベッドで、この図面の一番右端の施術ベッドですね、これで寝ているというふうな情報を得ているのですが、それで間違いないですかね。
- ○冨田裕樹証人 それは異なります。まず、施術用のベッドで寝るときというのは、腰を伸ばすためと仮眠を取るため、ほぼ昼の1時間というのは、何度も申し述べましたが、非常階段の上り下りと、一部、屋上でのいわゆる自重トレーニングとか、そうした有酸素運動を軽く行っていたというのが実情でございます。
- **〇西垣智委員** では、この太陽トレーニングによって公務にどのような効果が得られていますか。
- ○冨田裕樹証人 これは、私がもう学生を卒業したときからもうずっと行ってきた、もう日々の生活リズムの中に取り組んでいるものですので、おおむね今、頸椎ヘルニアも患っていますし、両膝の痛み、やはり長年、今後年齢を重ねるにおいて、どんどんスポーツ障がいによる痛みというのがひどくなってはきておりますが、そうした症状を少しでも緩和する目的で毎日行っております。具体的に言うと、公務を臨むに当たって、やはり体が動かなくなることというのを非常に懸念しておりまして、そういった面では、日々のそうしたトレーニングというのは、私にとっては公務をやる上で、また、生きていく上で欠かせない重要なものだというふうに認識をしております。
- **〇西垣智委員** 調査では、これによって、市長決裁が遅れるようなこともあると聞いておりますが、そういった認識はないですか。
- **○冨田裕樹証人** まず、市長決裁が遅れるというような認識はございません。まず、 市長決裁につきましては、これまでも秘書課内で全て共有しておりましたが、午前9 時から9時半の間に毎日、市長決裁をするように集約してほしいというお願いをして おりました。また、もう一つ、市長決裁がどうしても急な場合は、いかようにでも言

ってくれたらそれは対応するというふうにも申し述べました。あと、もう一つ、毎日、 昼の12時から1時までの時間がトレーニングの時間、そして、午後1時から1時半の 30分を予備時間という形で確保しておりました。その予備時間というのは何かという と、秘書のほうももう多くの来客やアポイント、会議等も入ってきますので、その予 備時間を必要に応じて使ってもらったらいいから、そこは隠れて時間を確保している からというのは申し述べておりましたので、必要に応じてそういった予備時間を使っ て決裁もできるよう、体制を組んでおりましたので、特段、そのトレーニングによっ て市長決裁が遅れるというようなことはないような体制を整えておりました。

○西垣智委員 質問を替えます。調査では、9月14日に施術ベッド1台が畳ベッドに 替えられたとのことですが、いろんなことで使われる施術ベッドを畳ベッドに変更し たのはなぜですか。

○冨田裕樹証人 畳ベッドに変更した理由は、職員等も暴風雨が来たときに、畳1枚を広げて寝泊まりするというようなこともございます。そうしたことも含めて、私も施術用ベッドでは仮眠を取る、ないしは危機管理上、休息を取るには少し疲れが蓄積するだろうと懸念して、より休息可能な畳ベッドのほうに変更したというような流れになります。

○西垣智委員 調査では、この日、初めて市長が市役所に寝泊まりした日です。庁舎に寝泊まりする前提で交換したということではないですか。

○冨田裕樹証人 寝泊まりするためにと申しますか、寝泊まりする、これは生活しているとかというのが今臆測で飛んでおりますが、まず、朝は5時から夜はもう遅くまで、もうほぼ毎日仕事を繰り返し行っておりましたので、どうしても当時は、よりやらなくてはいけないことがたくさん、私の課題として手元に仕事を抱えておりましたので、そのために、夜、徹夜してでも畳ベッドで少し仮眠を簡単に取ってでも仕事をやらなくてはいけない環境が必要だと思って、畳ベッドを搬入して、そこでさらに仕事を強化してやるために寝泊まりしたというふうに記憶をしております。

○西垣智委員 9月14日に畳ベッドに替えられているわけですよね。実際その日に泊

まられているわけなのですよ。それは偶然ですか。

- ○冨田裕樹証人 偶然ではなく、私の記憶では当時は目の前の仕事によりさらに集中 して、当時も課題がたくさんありましたので、寝泊まりしてでも、徹夜してでもでき るような環境を早く整えなくてはいけないという認識の下、畳ベッドを発注したのを 覚えております。そういったものが届いたので、これは寝泊まりしてでもより仕事が できる環境が整えられたということで、宿泊したというふうに認識をしております。
- ○西垣智委員 結果的に寝泊まりしているわけですが、寝泊まりする前提で畳ベッド に替えたということで認識いたします。
- ○守屋大道委員 先ほど市長がベッドを市庁舎内に持ち込んだ理由としまして、仮眠をすること、そして、体調管理をすること、そして、何よりも危機管理上とても大切なものであると、この危機管理上大切なものはということで、台風が来たり、災害が来たときに泊まり込むときに必要なものだということで答弁いただきましたが、実際危機管理上必要なことで宿泊されたことはございますでしょうか。
- ○冨田裕樹証人 今まで一度もこれまで危機管理上にはございませんが、記憶では、 台風が来たときに、私も市長という立場で職員が寝泊まりしているのを聞いておりま したので、副市長に職員がそうやって頑張っているのだったら、自分もそこに駆けつ けて、自分も寝泊まりしながら一緒に過ごしたいと言うと、むしろ市長が来たらちょ っとやりづらいからやめてくれというふうに言われたのを覚えておりますが、今まで 危機管理上において、まだそこに寝泊まりしたという、そのような大規模災害等、大 きなそういう危機管理上の問題というのは出てこなかったというふうに認識をしてお ります。
- ○守屋大道委員 危機管理上必要ということで、大規模災害という表現もされていらっしゃいましたが、昨年7月8日、この日に、池田市では大雨が降りまして、土砂災害警戒情報というものがございました。このときは、危機管理の担当職員も市庁舎内に泊まり込みをしまして警戒をしていたということを聞いております。このときは市長は泊まっていらっしゃらなかったというふうに認識をさせてもらったらよろしいで

しょうか。

○冨田裕樹証人 恐らく先ほど話した内容がそこに当たります。土砂災害の警戒態勢が取られて、そのときに当時、副市長にも相談しましたが、自分も駆けつけてそこに寝泊まりしていくべきかと、もちろんそこは十分に職員で対応できるし、市長がわざわざ来るべきことではないのでということを受けたのを覚えております。

○守屋大道委員 すみません、もう一点ですが、昨年11月1日のお昼過ぎぐらいに新町の国道の辺りで水道管の破裂事故がございました。このときは、近隣の市町村にも迷惑をかけまして、車が大渋滞というような事故がございました。結局のところ、上下水道部の職員さんが昼夜を問わずということで、明朝、早朝ですね、次の日の早朝までかけて工事をしていらっしゃいまして、上下水道部の方々は庁舎のほうに駆けつけて対応に当たっていたということがございましたが、そのときに市長はどうされていらっしゃったのでしょうか。

○冨田裕樹証人 当時、水道管の破裂が出たときに、上下水道事業管理者から速やかに連絡をいただいて、市としての対応について確認、報告を受けました。まず、上下水道事業管理者のほうから、職員をもう既に配置をさせて、適切に対応しているという報告を受けておりましたので、市としては、おおむね市長という立場では見守っていただけたらというふうに報告を受けておりました。そこからは、上下水道事業管理者に全て一任しておりましたので、適切に対応ができたものというふうに認識をしております。

○前田敏副委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

○前田敏副委員長 委員の皆様に申し上げたいと思います。冒頭にも申し上げましたが、本日の冨田証人に対する証人尋問は、4時間程度とするというふうに決定いたしておりますが、午前中に予定していた尋問事項が実は消化できておりません。したがいまして、本日の証人尋問は午後から2時間程度行って、一旦終了して、本日尋問できなかった尋問事項につきましては、後日、冨田証人に対する再尋問の場を設けては

どうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

冨田証人には、また後日の日程の確認もさせていただきますけれども、午後の証人 尋問の終了後に次回の日程について協議したいと思いますので、よろしくお願いをい たします。

暫時休憩いたします。

(午前11時55分休憩)

(午後1時00分再開)

〇前田敏副委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き証人尋問を行います。

まず、午前中の一部残っている件がございますので、その件をまず質問いただきたいと思います。

○藤原美知子委員 再開ですけれども、改めてもう一度、最初に確認をしておきたいと思います。市長控室と言われる場所に持ち込まれた品々ですね。まず一つは、ここの絵の中に間違っているものがあるかどうかということ、一つ一つ言いますので、間違っているものがありましたらお答えください。まず、郵便局に留め置かれていた箸、それから、サトウのごはん、施術用ベッド2台、畳ベッド、冷蔵庫2台、筋トレグッズ、縄跳びはないとおっしゃっていましたので、ダンベル、ネクタイ、キャンプ用鍋、ガスボンベ、ガスバーナー、鍋セット、ジューサー、以上の中で持ち込んでいないというものがありますか。

○冨田裕樹証人 まず一つは、こちらの市長控室に書いてある、ここの扇風機と言われるものは、これは私の私物ではございません。もともと庁舎内の扇風機でございます。次に、ジューサーというのは、手元に届けるために秘書課のほうに配送を依頼した、自身で注文して依頼した経緯がございますが、市長室内には置いてはおりません。

○藤原美知子委員 それ以外は、書いてあるとおり、今私が言ったとおりのものは持

ち込まれたということでよろしいですね。

○冨田裕樹証人 まず、ここに書いてあるものという認識ですと、まず、カーテンと 鍵というのは持ち込んだものではございません。それ以外に関しては、私の私物によ るものです。

○藤原美知子委員 では、先ほど言いました箸、サトウのごはん、施術用ベッド2台、畳ベッド、冷蔵庫2台、ダンベル、ネクタイ、キャンプ用鍋、ガスボンベ、ガスバーナー、鍋セット、ジューサーは注文したが、そこには置いていないと。職員の手は煩わせたということで理解をさせていただきました。

それでは、今カーテンのお話が出ましたけれども、次に、カーテンと鍵の設置についてお尋ねをしたいと思います。市長控室とされる、このスペースの入り口にカーテンを設置するよう指示されたのはなぜですか。

○富田裕樹証人 もともとここの市長控室のカーテンを設置した部分にはもともと不審者が入らないように、人の出入りができないようにという形で、植木を置く、こういうちょっとした演台の大きなものをもともと設置して、市長控室に入らないように隠すように設置をしておりました。私が市長に着任したときに、その設置があまりにも閉鎖的といいますか、非常に職員が決裁等で市長室によく出入りする空間でもありますので、その動線をしっかり確保するために、その演台なるものをどけるように指示をしました。その代わり、そこに置いてあるのは、もともと不審者等が急に入らないようにするため、また、遠く市長公室外から市長公室内の様子が全て丸見えになってしまう状況はふさわしくないということで、その設置を行っていたのですけれども、というのは、どこの市町村も公室に入ってから、市長室の奥までずどんと見えるような構造にはなっていません。ところが、池田市というのは早い段階で市役所を造ったというのもありまして、市長公室から市長室の奥まで、出入りするのも全て丸見えの状態になっているのですね。その構造上、隠すという意味もあってやっていたのですけれども、そういうことも含めて、まず、設置をどけて、カーテンで仕切ることによって、いわゆるプライベート空間といいますか、控室としての空間を守るということ

で、カーテンをお願いしたという経緯になります。

○藤原美知子委員 少し状況が分かりにくいと思いますので、この表を見まして、表の下のほうが秘書室の入り口ですね。この奥が市長室ということだと思うのですけれども、秘書の入り口からこのカーテンを設置しなければ丸見えと言いますけれども、この位置は横を向いておりますので、秘書の入り口から見たら通路しか見えなくて、何も見えないというふうに思うのですが、それにあえてカーテンをつけるというのは、どういう意味ですか。初めから見えない位置にあるというふうに思うのです。手前に秘書室があって、応接室がありますから、もう既にその部分で、ここに更衣室やトイレがあることすら、秘書の入り口から見たら分からない、私たちもこの問題が生じるまでここにトイレがあることすら知りませんでしたから、カーテンをつける意味がよく分からないのですが、もう一度お答えいただけますか。

○冨田裕樹証人 もともとここに入る手前に、ここに人が入らないという意味も含めて、演台なる、ちょっと植木といいますか、植物を立てたようなものをここに置いてあったのですね。それは、このいわゆる市長控室に人が入られない、ないしは見られないようにという側面もあって、設置していたと。それを取ったことによって、ここの職員の動線はきれいに確保しつつ、ただ、一定ここのプライベート空間と申しますか、そういうここに一定の誰もが入れるスペースではないという認識を持ってもらうためにもカーテンをつけたということです。当初は、しっかりとしたドアを設置したほうがいいのではないかという議論もされたのですけれども、しかし、それではコストがかかりますし、そこまでする必要はないということでカーテンを設置したという形になります。

○藤原美知子委員 私どもが調査の中で証言を得ているのは、市長がこのスペースの中で運動をされている、上半身裸の姿を見られたくないからカーテンを設置してほしいというふうに具体的に言われておりますが、これはうそですか。

○冨田裕樹証人 それは、どのような職員、ないしはどのような方から、そのような 証言を得たかは、私は分かりませんが、そもそもここの廊下そのもので体を動かすと いうようなことはこれまではございませんでした。一度だけ、私がトレーニング後に 上半身を脱いで、そのままトイレに行こうとしたときに一度だけ、清掃の方とばった り遭遇したというのは覚えておりますが、基本的にはここのカーテンはそうした、私 が裸でうろちょろするために設置したものではなくて、もともとここのプライベート 空間といいますか、市長控室に入らないような形の演台の代替で置いたというような 経緯でございます。

- ○藤原美知子委員 つまり、市長専用なのだから、見られないようにしてほしいと。一般の方はここにトイレがあることが分からなくてもいいのだということでいいのでしょうか。
- **○冨田裕樹証人** 少しちょっと質問の趣旨が分かりづらい部分があるのですが、何度 も申し述べましたように、もともとここは人が出入りしないようなという側面もあっ て、演台みたいな上に観葉植物も置いていたと。それを、より動線を確保して、その 代替としてカーテンを設置したという経緯でございます。
- ○藤原美知子委員 本来の設置目的は、表示されているとおり、更衣室、男子トイレ、女子トイレ、ドアにそう書かれています。つまり、ここの市長公室を使われる人は誰でも自由に使えるためにここは、カーテンも何も置かないで、本来は誰でも入れる、そういったスペースであったと私は考えますが、そうではないという根拠は何でしょう。
- ○冨田裕樹証人 何度も申し述べさせていただいておりますが、この庁舎内のこの控室は、歴代の市長のみが使っていた空間だということは、どの職員も認識しておりますし、どこの職員に関しても個人的にここに入るようなこと、秘書課の中でも一部の人間しか入らなかったというぐらい、我々のほうではその認識を共有していたものでございます。
- ○藤原美知子委員 朝と同じお話になりますので、繰り返しは言いませんけれども、 賓客、大事なお客様もここを使ってもらっていたというのが過去の使用実績でありま すので、それは言っておきたいと思います。

次に、同様に、この男子トイレの入り口に鍵をあえてつけられたのは、どういう意 図ですか。

- ○富田裕樹証人 もともと私が、男子トイレと書いていますが、私は市長専用のトイレとの認識で、これまでも歴代の市長しか使ってこなかった、この男子トイレです。 その男子トイレ、そのトイレを使用するに当たって、何度か、私がトイレの使用中に、よかれと思って職員、いわゆる清掃の女性の職員が入ってくることは何度かありました。やはりトイレの中でばったり会ったりとか、向こうも気を遣っているということで、鍵をつけたほうが清掃の方にもしっかりとその中に市長がいるということが分かるという認識の下、そういう気遣いも含めて設置したという経緯でございます。
- ○藤原美知子委員 各階のトイレの入り口そのものにはほとんど鍵はかかっていなくて、それぞれ個室が中にありますから、個室には鍵がかかる。これは危機管理上、例えば誰かが、不審人物が潜んでいたりとか、それとも、市長が急病で倒れておられるとか、そういったことも想定するならば、鍵をつけないほうが安全ではないのかというふうに思いますが、この鍵をあえてつけた理由をもう一度お聞かせください。
- ○冨田裕樹証人 繰り返しになりますが、鍵をつけたのは、先ほど申し述べたように、清掃の職員の方が私がトイレ使用中に分からずに入ってきて、逆に御迷惑かけるということもあったので、鍵をつけたほうが清掃の方にとっても市長が使用しているかどうかの有無が明確に分かりやすいと思ってつけたのでございます。もう一つ、危機管理上ですけれども、その鍵は、外からでも簡単にドライバーだとか、ちょっとしたねじ回しなどですぐ開くことはできますので、決して内から、内鍵でしか対応ができないというようなものではございません。
- ○前田敏副委員長 私のほうからちょっと1点だけ。外の部分のドアに鍵と、中のトイレにも鍵がついていると思うのですが、2か所鍵がかけられるという理解でよろしいですか。地図で中の便器のある、その部屋には鍵がないということで、今、冨田証人がおっしゃったように、外のドアに鍵をかけないとということで御説明いただきましたけれども、その中のトイレにもちゃんと鍵があるのかないのか、そこだけお答え

ください。

- **○冨田裕樹証人** トイレに入った中のいわゆる便器と言われるところには内鍵のみです。男子トイレという、その市長専用トイレに入るところに、いわゆる鍵をつけたということになります。
- ○前田敏副委員長 分かりました。
- ○藤原美知子委員 具体的に、このカーテンと鍵をつけたのはいつですか。
- **○冨田裕樹証人** 恐らく着任して、夏頃だったというふうに記憶しております。明確な時期等は、今、明確な記憶はございません。
- ○藤原美知子委員 この設置は誰が行いましたか、どこが、具体的に。
- ○冨田裕樹証人 個別具体的でないと答えれません、何の設置か。
- ○藤原美知子委員 鍵とカーテンです。
- **○冨田裕樹証人** 鍵とカーテンにつきましても、当時、秘書課長にそれをお願いし、 秘書課長がどのような形でどこに依頼をかけて設置したかというのは記憶にはござい ません。
- ○藤原美知子委員 そのとき、秘書課長は何かおっしゃいましたか。
- ○冨田裕樹証人 承知しましたという認識、記憶でございます。
- ○藤原美知子委員 いよいよ、このカーテンをかけ、鍵をかけると、ますます市長しか使えないスペースにしたということでよろしいですね。
- **○冨田裕樹証人** 市長しか使えない部屋にするのが目的ではなく、それぞれカーテンの目的、鍵の目的は、先ほど申し述べさせていただいたとおりでございます。
- ○藤原美知子委員 現在もそのスペース内に、先ほどから指摘してきたいろいろな私物がまだ置かれていますか。
- ○冨田裕樹証人 まず、更衣室に関しましては、施術用のベッドが1台、また冷蔵庫 と扇風機は置いております。次に、男子トイレと書いている場所に関しましては、シューズやスポーツウエア等は更衣室のほうに置いております。電子レンジは、今現在 は撤去を行いました。いわゆるダンベルに関しては、市長専用トイレに置いておりま

す。この女子トイレと書いている部分に関しては、今現在は私物はなく、市庁舎の扇 風機がそのまま置いている状態でございます。エアロバイクと廊下の施術用ベッドは 現在はございません。

- ○藤原美知子委員 パック御飯とドライヤーはそのままあるのですか。
- **○冨田裕樹証人** パック御飯の有無に関しては、少しちょっと置いているか置いていないかは今記憶にはございませんが、ドライヤーに関しましては、置いてはおります。
- ○藤原美知子委員 あるのですね。

こういったもろもろのものは、今後も必要だからもう撤去しないということでよろしいですか。

- ○冨田裕樹証人 最低限の公務を行うにおいての体調管理と身だしなみ等を含めて、必要なものだと考えておりますので、引き続きそのようなものに関しては置いてまいりたいと考えております。
- ○藤原美知子委員 委託業者が始業前に行っていた掃除を午前9時以降に変更させた のはなぜですか。
- ○冨田裕樹証人 本来、委託業者の皆さん、議員の先生方も職員の皆さんも登庁される前に委託業者の清掃員の方々は、午前5時過ぎとか、6時ぐらいからずっと庁舎内の清掃を行ってくれています。ところが、私自身が登庁が非常に早いものでして、登庁して、いつも朝5時過ぎとか6時に清掃の方々とばったり清掃中に会ったりとかするわけでございますが、そうした私も登庁して仕事をしながらトイレに行くこともあれば、そうした出入りもしますので、清掃の方々がやはり途中で私がトイレに駆けつけると、清掃中、清掃の方々も気遣って止めたりとか、いつも御迷惑かけていたので、それであれば、明確に業務が始まる、いわゆる午前9時からにスタートしてもらったほうが、その9時からの決裁というのは、もう常に毎日時間を決めておりましたので、集中して清掃の方々も清掃に取り組むことができるということで、時間の変更を依頼したということになります。
- ○藤原美知子委員 この掃除時間の変更というのは、業務開始前に基本的には終える

という形で進めてこられたというふうに思うのですが、このことによって、一般の業務に影響するのではないですか。

- **〇冨田裕樹証人** それは全くございません。
- **○藤原美知子委員** 市長に関しては全くないかもしれませんけれども、秘書課の職員にすれば、そういう方が出入りされるわけですよね、午前9時、ほかの来客もあったりして。そういう状況で、市長にとっては9時でいいのかもしれないけれども、本来は始業前にお掃除を終えていただくというのが本来の約束だったのではないですか。
- ○冨田裕樹証人 清掃の方々が朝やっていたのは、それは現場に市長が、並びに職員が登庁する前に邪魔にならないようにという認識の下、朝にやっていたという認識をしております。また、清掃の方々も庁内、どこを清掃していくのかというのは、順番に毎日清掃していくわけですが、その順番を一つ、私が早く登庁するがゆえに、変えてもらったということで、全体の清掃における仕事、業務というのは変わらないと思っております。また、秘書課内でも清掃の方が入ることというのは、何ら業務に支障が出るものではないというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 それぞれの方にそれを確認されたのかどうかということでありますけれども、このお掃除の方ですね、掃除に通常どおり入ったら、市長が上半身裸でおられたので、出ていけと怒られたということで、それが影響しているのではないですか。何をしておられたのですか、そのとき。
- **○冨田裕樹証人** 全く事実と異なることを述べるのはちょっと差し控えていただきたいのですけれども、まず、私がその清掃の方にトレーニング後、トイレに行くときにばったり出会ったときに、私も気を遣って、申し訳ございませんと言いましたが、私がどなって、出ていくようなことは全くございませんので、そこはそのような事実と異なる表現は控えていただきたいと思います。
- ○藤原美知子委員 では、確認しますけれども、上半身裸の姿を見られたので、カーテンを設置せよということになったり、時間を午前9時以降にしてくれということになったりということではないということですか。

- ○冨田裕樹証人 先ほどから何度も申し述べておりますが、カーテンが設置されたのは、先ほど説明したとおりでございます。また、清掃の方々が私と出くわすことによって、様々、清掃の邪魔にならないように気遣いたいと思って、時間の変更等も依頼をかけたということになります。
- ○藤原美知子委員 では、カーテン、鍵はここまでにしておきます。
- ○前田敏副委員長 分かりました。

では、次の尋問の中身に入らせていただきます。今、注目といいますか、最初にサ ウナの設置についての尋問を私のほうからさせていただきます。

まず、家庭用サウナ、非常に大きいものだというふうに思っておりますが、いつ、 どのような形で持ち込まれたのか、あるいは組み立てたのかということについて、証 人にお聞かせいただきたいと思います。

- ○冨田裕樹証人 まず、家庭用サウナですけれども、少しサウナというと、世間一般のサウナのイメージとは少し異なりますので、少し説明させていただきますと、電話ボックスよりもはるかに幅も高さも小さい、人が1人入って座ればもうきゅうきゅうのような、そういうボックスタイプになります。そこでは、電気を、コンセントを差してスイッチを押せば、遠赤外線で温かくなり、約20分から30分ほどすると汗がじわっと出てくるというようなものになります。これまでも家庭用サウナの設置につきましては、その目的は、学生時代の……。
- **○前田敏副委員長** 冨田証人、すみません、目的は結構です。具体的にいつ持ち込まれて、組み立てられたかという日程だけで結構でございます。
- ○冨田裕樹証人 昨年の夏頃に搬入し、組み立てたという形になります。
- ○前田敏副委員長 では、次にお伺いしますが、この家庭用サウナを10月21日の昼間 に職員に解体等の手伝いの指示をされまして、深夜に両副市長、後援会長と搬出した と確認をしておりますが、どういう形で搬出の指示、具体的に搬出をしたかというの について端的にお答えいただけますでしょうか。
- **〇冨田裕樹証人** まず、家庭用サウナの解体につきましては、職員に依頼等かけてお

りません。私自身が家庭用サウナの解体を行いました。一方で、畳ベッドですね、これは危機管理上、仕事の業務上必要だという認識で設置をしたものです。その危機管理上も必要だという認識の下、設置したベッドについては、解体については職員にお願いした記憶でございます。その後、私自身が廊下に解体したサウナを並べて、その後に、市長控室の廊下にある解体したベッドと、解体したサウナが、そこで廊下にある形になるのですけれども、その廊下にある2つの解体した部材を、市長控室の廊下から市長室の中まで、約3mほどですかね、移動しておいてほしいというのは、当時の秘書課長と秘書の者にお願いをした記憶がございます。その後、市長室から解体した部材を搬出するにおいては、私と、両副市長にもお願いして、また、後援会の方にお力添えをいただいて搬出したという経緯になります。

○前田敏副委員長 先ほど畳ベッドは公用ということで、家庭用サウナは公務用という形でないというふうに確認をしたいと思いますけれども、それは、畳ベッドは公務だから撤去、サウナは私用ということでいうと、両方もうこれ、されているわけですけれども、この区別といいますか、どんなふうにされたのですか。市長控室から市長室に運んだのは、先ほど、秘書課の職員が運び入れたと。それはサウナも畳ベッドも一緒ですよね。畳ベッドだけを運ばせたのですか、それとも、サウナも運ばせたのですか、どちらでしょうか。

○冨田裕樹証人 私の認識では、ベッドに関しては公務に値するもの、そして、サウナに関しては私物であるものという認識でしたので、サウナに関しては自身で解体して置いたという認識でございますが、当時、私が本当に様々な対応に追われている中で、非常にどたばたしておりましたので、本当に僅か、その廊下から市長室、ドア開けて入れるまでの、畳ベッドの移動をお願いしたつもりが、その中にサウナも解体しておりましたので、秘書の者が気遣って入れていただいたという形になると認識しております。

○前田敏副委員長 分かりました。

ほかの委員からも質問いただきますので、あと1点だけ。非常に午前中からも寝食

を忘れて業務に専念をしたいと言いながら、ベッドの必要性というようなことも言われておりましたけれども、この畳ベッド、家庭用サウナを10月21日に撤去したという理由でございますが、それについてお答えいただけますでしょうか。

- ○冨田裕樹証人 もともと撤去した理由ですけれども、まず一つは、以前にも申し述べさせていただきましたが、私自身に身の危険が及ぶようなことが起きて、それをもって家族と話し合い、家族は別の自宅を設け、私は池田市内に引き続き住むという形を取りました。まず、サウナの設置におきましては、自分のスポーツ障がいにおける症状緩和のために設置したという理由が一つありますが、もう一つは、次、池田市内で私自身が落ち着いて自宅を見つけたときに、その家庭用サウナもそちらに設置をしようとは考えておりましたが、効率よく仕事をしながら体を、体調管理、整えたいということで、市長控室内にサウナを設置した経緯でございます。そこから、10月21日の時点でサウナの設置できる場所というのが見つかりましたので、そこから搬出をしたという流れになります。
- ○前田敏副委員長 では、その関連で1点だけ。10月21日に設置する場所が決まった というところでございますが、それはどちらに決めていただいたのか、教えていただ けますでしょうか。
- **〇冨田裕樹証人** 私の知り合いのマンションに搬出したのでございます。
- 〇前田敏副委員長では、それぞれの委員から質問をいただけますでしょうか。
- ○藤原美知子委員 では、今の撤去された畳ベッドについてなのですが、これは公務であると、危機管理上必要なものだということを何度もおっしゃっておられますが、それならば、なぜ撤去する必要があったのですか。
- **○冨田裕樹証人** これも、一度、御報告といいますか、お話しした経緯があるのですが、いわゆる今回サウナの件を受けて、サウナといいましても、私は体調管理やリハビリや体の痛みを和らげるために用いていたものなのですけれども、世間のサウナのイメージといえば、一部娯楽の要素というのも一部あると思います。つまり……。
- **〇前田敏副委員長** 証人、大変申し訳ございません。今は畳ベッドの質問でございま

す。そこだけで結構ですので。

- **○冨田裕樹証人** 畳ベッドに関しても、いわゆる一部、畳ベッドというような表現だけに捉まえられると、多くの市民の皆さん、ないしは世間から、万人から受け入れられるものではないのではないかということを懸念して、施術ベッドであれば認識していただけるだろうという形で、畳ベッドを撤去したということになります。
- ○藤原美知子委員 そうしますと、先ほどのこれは公務だから置いて当然だということと若干矛盾をすると思うのですが、公務であろうと思うけれども、みんなが受け入れないから、撤去をするということですか。
- **○冨田裕樹証人** 先ほど申し述べましたが、もう万人が受け入れられるものではない ものだろうと認識させていただいたので、少しの疑念も出ないような対策を取るべき だという考えで撤去をしたということになります。
- ○藤原美知子委員 万人が受け入れられないというものであれば撤去するということになりますと、今置かれている施術用ベッドとか、そういった私的なものも、これは万人が受け入れてくれるというふうに判断されたということですか。
- **○冨田裕樹証人** しっかりと市民並びに世間の皆様に、体調管理をしっかり行い、公務に励むためのもので必要であるという説明をさせていただいたときに御理解いただけるものと認識して、そのまま引き続き設置をしております。
- ○藤原美知子委員 では、今後、市民にその内容を、置いてもいいかどうか問われる 機会というのは持たれるのですか。
- **○冨田裕樹証人** 具体的にどのような機会でどのような場所やどういったことをちょっと想定しているのかは、その質問の趣旨といいますか、内容が具体的ではなく、理解ができませんので、個別具体的に言っていただけたら回答させていただきたいと思います。
- ○藤原美知子委員 よく市民の皆さんとタウンミーティングとか、いろんな形でお話をされると思いますが、そのときに聞いてみられるということは、これまで聞かれたことはありますか。

- **○冨田裕樹証人** 体調管理のために施術用ベッドを置いてよろしいですかというよう な確認を取ったことは今まではございません。
- ○藤原美知子委員 では、今後、万人が認めるものではないということが分かった段階では、これも撤去をされるということでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** もちろん私のこれまでの、今の体の状況等も含めて、説明した上で、 多くの市民の方がそれはふさわしくないと御指摘いただいたときは、もちろん速やか に撤去させていただきたいというふうに思います。
- ○藤原美知子委員 多くの職員もひっくるめて、みんなどこかしら体を傷めておられる方はたくさんおられます。それでもみんな自分の時間で健康管理をされているというのが実態ですけれども、市長は特別だとお思いですか。
- ○冨田裕樹証人 市長が特別とは認識はしておりませんが、私が知る限りでは、私以上に体を、いわゆる外傷ですね、外傷で体を傷めたりしているような方というのはあまり出会ったことはございませんので、私はこの体と付き合いながら今も公務に励んでおりますので、必要だという認識で、これまでもこれからも仕事に取り組む環境の整備の一環として真剣に、必要に応じてそれは設置していきたいと思っております。
- **○前田敏副委員長** 特別ですかという意味では、特別なのですか。イエスかノーでお願いしたいと思います。
- ○冨田裕樹証人 私が特別ではございません。
- ○藤原美知子委員 では、一般職員もそういう市長と同じような状況になったら同じ ことができるというふうに思われますか。
- **○冨田裕樹証人** もちろん職員においても、仕事を取り組む上で特段必要な環境があるというのであれば、それは真摯に対応させていただきたいというふうに考えます。
- ○藤原美知子委員 サウナの設置についてですけれども、これは7月12日の夜、持ち込まれたということでよろしいですか。
- ○冨田裕樹証人 たしか記憶ではそのような認識でございます。
- ○藤原美知子委員 記者会見では、次の保管場所が決まるまでと、先ほどもちょっと

そのようなお話がありましたけれども、まず、マンションを処分されて、引っ越しをするという段階では、一般的に次の自宅を見つけて引っ越しをするというのが一般的だと思うのですが、市長は次の場所を見つける前にマンションを処分されて、このサウナの行き場所がなくなったということで、市役所に持ってこられたということでいいのでしょうか。

- ○冨田裕樹証人 まず、妻と子どもの住まいを最優先に当時は考えていましたので、 自分の住む場所よりも、まず家族第一優先に全て家族の住まい、自宅等の環境整備を 集中して考えておりました。私自身は、池田市内で住居を構えることにつきましても、 仕事を当時たくさん多く抱えておりましたので、まずは事務所兼自宅という形で、住 居スペースを設けて、そこでゆっくり私自身の居場所を今後どうしていくのかは、ゆ っくり考えていこうという流れで当時いたというふうに認識しております。その中で、 体調管理のためにサウナの設置を市長公室内にしたという経緯でございます。
- ○藤原美知子委員 場所がないのであれば、例えばレンタル置場の確保でありますとか、その事務所兼住宅といわれるその場所であるとか、あるいは東大阪の御家族が住むうちに置くというのが本来ではないですか。これ、私物でしょ。
- ○冨田裕樹証人 何度も同じことをちょっと申し述べさせていただいておりますが、置く場所がないからそこに置くだけの用途、目的ではなくて、私が長年傷めている腰椎、そして、頸椎、膝、こうした痛みの症状緩和のために効率的に時間をつくるために、公務により集中できるためにという目的が多くを占めておりましたので、ただの物置という目的だけで移動させたのではございません。
- ○藤原美知子委員 それでは、なぜ撤去されたのですか。
- ○冨田裕樹証人 これまでも御説明させていただきましたが、スポーツ障がいによる 症状緩和のためと申しましても、サウナというのは世間でいうと一部娯楽の要素と捉 えられている要素もあると思います。そういう面では、市民の方や世間の皆様に、万人に受け入れられるものではないと政治家として判断させていただいたので、自主的 にその設置を撤去したということになります。

- ○藤原美知子委員 話をちょっと元へ戻します。サウナ設置に当たって、市長は記者会見やSNSで市職員と相談したとか、設置に至って確認を行ったというふうに発信をしておられますけれども、具体的に誰にどういう相談をして、誰が許可をしたのですか。
- ○冨田裕樹証人 まず、設置許可の権限というのは市長にあるという前提で、職員がその許可を出すものではないということでございます。また、私は、市職員に相談はさせていただきました。これは決して職員に責任を押しつけるわけではございませんので、あくまでこれは私が自主的に私の判断で置いたという前提で聞いていただけたらと思いますが、まず、サウナの設置に至って、効率よく仕事をやりたい、体調も管理をしていきたいという思いもあって、相談は当時の秘書課長にはさせていただきました。その際、池田・府市合同庁舎の下にお風呂とシャワー室がこの地下にもあって、今は使用されておりませんが、そうした現業職の方々が公務上、シャワーを浴びること等もありますので、一定それは問題がないと思いますという職員の意見はお伺いしました。その上で、私自身もこうした体の体調管理を徹底して、より公務に励む環境をつくることは、一定公務の補完的なサポートとして御理解いただけるのではないかという認識で、私の責任で置いたという流れになります。
- ○藤原美知子委員 これまで、私たちが聞き取った証言によりますと、職員からは報道の直前、初めてサウナが入っていることが分かったと。設置されていることは知らなかったというふうに証言されておられます。具体的には一体誰に相談されたのですか、秘書課長も何人か替わっておられますが。
- **○冨田裕樹証人** 私は、職員を守る立場でもございますので、具体的な名前というのはここでは差し控えさせてもらったほうがいいと思っております。ただ、私としては、相談は乗っていただきましたが、あくまでそれは職員の責任ではなく、私自身の責任でございます。
- ○藤原美知子委員 冨田市長自身が責任を持っていただくのは当然ですけれども、誰に相談をしたのか、設置をしても構わないと言ったのは誰なのですか。言えないので

すか。

- **○冨田裕樹証人** 職員が設置しても構わないというような表現はしていません。私があくまで相談をして、意見をお伺いしたということでございます。具体的な名前は、 やはり申し上げるべきではないというふうに認識します。
- ○藤原美知子委員 私が相談をしたという具体的にはどのような相談をしかけられたのですか。
- **○冨田裕樹証人** 何度も同じことを聞かれているようですけれども、先ほど申し述べ させていただいたとおりでございます。
- ○藤原美知子委員 はっきり言って、この庁舎内に設置をすることは可能かどうかとか、こういった内容で相談をされたのかということを聞いているのです。
- **○冨田裕樹証人** 当時、信頼の置ける職員、今もですけれども、私自身の公務における体のことであったり、プライベートなことも相談は乗ってもらっていました。打ち明けておりました。その中で、サウナ設置に当たって、どのように考えますかという中で、意見をもらって、そういう一般的な職員としての考え方、捉まえ方もあるのであれば、一定御理解がいただけるのではないかという認識で、私自身が私自身の責任で置いたということになります。
- ○藤原美知子委員 では、そのやり取りの中で、一般的に答えてくれた職員は、市庁舎内にサウナを置くことについて、どのような意見を述べたのですか。
- ○冨田裕樹証人 繰り返し何度も同じことになりますが……。
- ○前田敏副委員長 証人、すみません、冨田証人、今の質問は、その相談した方が駄目ですよとか、いいのかと、その2点で結構でございます。本人が決めたということで今お聞きしましたから、証人、よろしくお願いします。
- **○冨田裕樹証人** いいのか、よくなかったのかという、それは厳密ではございません。 厳密には、先ほども申し述べましたが、サウナを置くに当たって、体の体調管理を行う……。
- **○前田敏副委員長** 冨田証人、大変発言いただいているところで打ち消して恐縮です

が、体のこととかは結構でございます。職員に相談をされたということでございますので、その事実はあったわけですが、その職員は、それはいけないことなのか、いや、それは市長が勝手に決めていただいて結構ですよという判断をされたのかという、そのイエスかノーかの回答をされたかどうかをお聞きしておりますので、そこだけ答えていただければ結構です。だから、職員は何も言わなかったら言わなかったで結構ですし、職員は、それは困りますと言ったのかどうかだけで結構です。お願いいたします。

- ○冨田裕樹証人 先ほども申し述べましたが……。
- **〇前田敏副委員長** ですから、それだけ言っていただいたら。
- ○冨田裕樹証人 現業職の方々も……。
- ○前田敏副委員長 いえ、現業職は関係ないのではないですか。
- ○冨田裕樹証人 それは市長として判断をすべきことだと思うということで……。
- **〇前田敏副委員長** では、職員の方が、市長が判断されたら結構ですということを言ったということですね。
- **〇冨田裕樹証人** そうです。明確にそのような言葉を言ったわけではございません。
- ○藤原美知子委員 では、どう言ったのですか。
- **○冨田裕樹証人** 市長が判断することですという認識です。そのように、明確に市長が判断すべきことですという言葉を具体的に言ったわけではございません。
- ○藤原美知子委員 だから、何度も言いますけれども、職員はどう答えたのですかということを聞いているのです。市長の考えはいいのです。もう自分の責任で設置されたこともいいのです。
- ○冨田裕樹証人 なので、先ほども申し述べましたが……。
- ○藤原美知子委員 述べていないから聞いているのです。
- **○冨田裕樹証人** 現業職の方々も含めて、シャワーを浴びる等ございますので、理解 は一定あるものだと、記憶では、理解はしてもらえるものだと思いますというように 言ったと記憶をしております。

- ○藤原美知子委員 確認しますが、現業職の職員はそういった必要性があるから、シャワーの設置もあるということで、利用されているので、現業職が利用しているから、市長がそういうことを設置されても理解はしてもらえるというような意味で、職員は答えたのですか。現業職の内容が理解できる、市長はどうなのだと、市長の件はどう答えたのかと、そこを聞きたいのです。
- **〇冨田裕樹証人** 市長の件についてどう答えたかというのは記憶がございません。
- ○藤原美知子委員 記憶がないのですか、相談したのでしょ。

その秘書課長ですか、秘書課長に相談をしたときに、現業職のためのシャワーがあるということは分かりますと。では、僕がサウナを設置するということについてはどう考えますかと、市長はその秘書課長に相談されたわけでしょ。その相談された秘書課長は、市長が設置するということに対してどう答えたのか、先ほどのお答えはそれは認められると、理解してもらえると、そのことに関して理解してもらえるのではないかというふうに答えたということでいいのですか。

- **○冨田裕樹証人** その場で、私がサウナを設置するに当たって、理解を得られますかとか、そういう話はしておりません。
- ○藤原美知子委員 では、具体的には何を相談されたのですか。
- **○冨田裕樹証人** 先ほども申し述べたとおり、サウナを設置するに当たって、どのように思いますかという考えを聞きました。
- ○藤原美知子委員 その答えを聞きたいのです。
- **○冨田裕樹証人** 何度も申し述べますが、現業職の方々がシャワーを浴びたりするように、一定のそこは認識として問題がないというふうに思うというふうに話し合ったことを記憶として覚えております。
- ○藤原美知子委員 では、ここまでにしますが、現業職が使っているのは理解できるという言葉を聞いて、市長は自分も、では、設置しても理解してもらえるということで市長の責任で設置をされたと。そういうことでよろしいですね。
- **〇冨田裕樹証人** 一定、体の体調管理と公務を補完的に支えるという面において、一

定御理解が得られるものと、私自身の判断、責任の下、判断して設置したということ になります。

○藤原美知子委員 もうその件はそれで結構です。

サウナの持込みは7月12日の夜ということでありましたけれども、設置に当たっては、誰が運び込んで、誰が組み立てて設置したのか、お聞かせいただけますか。

- **○冨田裕樹証人** 私と後援会の方に手伝っていただいて搬入をして、私自身が組み立てたというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 後援会の方というのは、よく出てくる後援会長さんでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** よく出てくる後援会長というのは、具体的にどなたを示すのか、言っていただかないと分かりません。
- ○藤原美知子委員 名前を言っていいのであれば言いますが、田中後援会長でよろしいですか。
- **〇冨田裕樹証人** 搬入においては、その方ではございません。
- ○藤原美知子委員 その方のお名前はお聞かせいただいていいですか。問題ありますか。
- ○冨田裕樹証人 あくまで後援会の方は一般市民の方ですので、プライベートなことですので、個人情報という観点からも名前は差し控えさせていただきますが、私を非常に身近に支えてくださってきた後援会の方でございます。
- ○藤原美知子委員 何人で運んだのですか。
- **○冨田裕樹証人** 搬入するに当たっては2人の後援会の方にお力添えいただいて、私 が搬入をして、合計3名で搬入したというふうに記憶しております。
- ○藤原美知子委員 サウナを持ち込んだとき、運び込むまでは市長と後援会のお二人で運び込んだと。組立て、あるいは設置に関して、職員に手伝わせたことはありますか。
- **〇冨田裕樹証人** サウナに設置についての組立て等に関しては、職員には手伝ってい

ただいておりません。

- **○藤原美知子委員** では、なぜ自宅で使用せずに、市役所に持ち込んだのですか。
- **○冨田裕樹証人** 繰り返し何度も同じことをお話しさせていただいておりますが、スポーツ障がいの症緩和のため、後遺症の緩和のために設置したという経緯でございます。
- ○藤原美知子委員 健康管理はみんな時間外に自分の責任で行うものだと思うのです。 あなたがよくおっしゃる民間会社で、もしこういう持込みなどしようと思ったら認め られるものだと思われますか。
- ○冨田裕樹証人 これは、本市でもしっかり考えていかなくてはいけない一つだと思っておりまして、例えば、国会の議員の先生方の衆議院会館の地下には、公費でトレーニングジム等があります。つまり、民間企業でもそうした体の管理というのが昨今問われている中で、こうした体調管理を行っていけるような、そういう庁内にしていくということも一つは時代の流れに即して真剣に考えていかなくてはいけないことだというふうに考えております。
- ○藤原美知子委員 私も民間会社に勤めていた経験がありますから、分かりますけれども、福利厚生施設として、そういう施設を持っていたにしろ、勤務中の利用はないはずなのですね。それを市役所に持ち込んで、もう勤務時間であろうと、使えるようにしたという、そういった使い方というのは民間でも、それから国会の衆議院会館でもいつでも利用できるということですか。ちょっと国会の場合は、勤務時間というのが定かでないとは思いますが。それと一緒にされますか。
- ○冨田裕樹証人 地方自治法で特別職というのは、一般職と違って勤務時間という概念がございません。24時間、土日も含めて、その特別職の采配によって公務か公務でないかが決まります。つまり、私は、先ほども冒頭で述べましたが、朝5時過ぎから仕事をして、睡眠時間以外、本当に全てをささげたいと仕事をやっておりましたので、本当にその合間に体の管理をするためにそういうものを設置していたという認識で、時間外という認識は特別職にはないということを御理解いただけたらと思います。

- ○藤原美知子委員 私たちも特別職の一つだと思うのですけれども、私たちと違って、市長という位置づけ、市長、副市長というのは、一般職の職員のトップでありますので、一般職の職員の時間帯に大体合わせて勤務時間を構成されるのが一般的ではないのですか。それを自由にあなたはされているということですか。
- ○冨田裕樹証人 市長、副市長、特別職並びに一般職ともちろん仕事をしておりますので、厳密にそのような一般職の時間に合わせて基本的には仕事をしておりますが、 それは時と状況に応じて、それは時間自体は特別職が必要に応じて、例えば公務以外の必要な業務が出てきたときに、それを行うことは必要に応じては大事だというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 市内に新しい家が見つかるまでということで、後ればせながら新しい家が見つかって、持ち出されたわけですけれども、それとこれまでどうしても市役所内に置かないと公務で自分の体がぼろぼろになるので、四六時中体調管理をしておく必要があるから市役所内に置いたのだということと矛盾しませんか。
- **○冨田裕樹証人** 少しちょっと質問の趣旨が少し理解しづらいところがあるのですが、 先ほども申し述べたように、体を万全に期して、少しの時間をも公務に充てたいとい う思いから、効率的に体調管理を行うために設置を行ったという形でございます。
- ○藤原美知子委員 だから、それだったら、撤去する必要がなかったということになりませんか。
- **○冨田裕樹証人** 何度も同じことを申し述べさせていただいておりますが、サウナというのは、世間的には一部娯楽の要素という部分もあると。私はスポーツ障がいの症状緩和のためには設置しておりましたが、多くの万人に御理解していただけるものではないということから、これは政治家として判断し、撤去したものでございます。
- ○藤原美知子委員 そういうふうに考え方が変わられたのは、マスコミの報道で明らかになったから、万人が理解していないというふうに思われたのですか。
- **○冨田裕樹証人** 御存じのとおり、撤去したのは、マスコミが報道する前に撤去をしております。私自身が、これはやはりふさわしくないのではないかということを自身

で判断して、撤去したものでございます。

- ○藤原美知子委員 では、当初は、あって当然だと思っておられたものが、これはふさわしくないと思ったきっかけは何ですか。
- ○冨田裕樹証人 きっかけは、そんな明確なきっかけがあったわけではございません。 当初より体調管理を行うために必要だと思って設置をしておりましたが、やはりもう 一方で、これは市民、万人に受け入れられるものではないのではないかという危惧も 持っておりましたので、次の設置場所が見つかったので、自主的に撤去したというこ とになります。
- ○藤原美知子委員 この間の証言では、副市長が、これは設置しないほうがいいというふうに言ったという証言もありました。それから、マスコミには、奥さんが撤去をするように言ったから撤去したとおっしゃっていたのではなかったかと思いますが、そうではなかったのですか。
- **○冨田裕樹証人** まず、家族のほうからそれは控えたほうがいいよということは、以前からは指摘はされておりました。副市長自体からは、そのようなことは聞いておりません。というのは、副市長自体がその事実関係を知っていなかったというふうに認識しております。
- ○藤原美知子委員 では、御家族の方が、これは撤去すべきだというのは、御家族の方はいつサウナを設置していたことを御存じだったのですか。
- **○冨田裕樹証人** 私は公人としてここで私の意見を述べる必要はあると思いますが、 家族の件に関しては、部外者に当たると思いますので、答弁は差し控えさせていただ きたいと思います。
- ○藤原美知子委員 その部外者である奥さんがおっしゃったから撤去したのでしょ。 だから、その奥さんが知り得た情報というのはマスコミですか、それとも、それ以前 から御存じだったのかということを聞いているわけであって、奥さんの個人的なこと まで聞いているわけではありません。
- ○冨田裕樹証人 委員長、補助人の助言を求めますので、よろしいですか。

- 〇前田敏副委員長 どうぞ。
- **○冨田裕樹証人** 家族のほうからもそのような御指摘を以前から受けていましたので、 そのように設置場所が見つかったので、移動させたという経緯になります。
- ○藤原美知子委員 その以前がいつぐらいかよく分からないのですが、以前から言われていたのに、設置し続けていたのは、自分が間違っていないと思っていたのか、しかし、今回、撤去されたということは、奥さんが言っていることのほうが正しいと判断をして撤去されたのかどうか、その辺りはいかがですか。
- ○冨田裕樹証人 先ほども何度も申し述べておりますが、スポーツ障がいの症状緩和のために設置をしておりましたが、一部で御理解いただけないこともあるだろうという思いがもともとございましたので、そうした次の場所が見つかったのをきっかけに移動させたということになります。
- ○藤原美知子委員 次の場所は報道が決まってから探されたのではないのですか。
- ○冨田裕樹証人 報道がなされる前に移動をさせました。
- ○藤原美知子委員 今の御自宅は、いつ契約されたのですか。サウナを移動した場所。
- **○冨田裕樹証人** たしか私の記憶では、もともと私の知り合いのマンションに居住させていただけるという形になりましたので、報道前の、少し期日は明確に記憶はございませんが、報道前にサウナを移動させて、その後、契約をしたというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 契約はいつですか。
- **○冨田裕樹証人** たしか搬入を終わらせてから数日たって契約したものと思っております。具体的な期日は現在、明確な記憶がございません。
- ○藤原美知子委員 では次に行きますが、サウナですけれどもね、どの時間帯にどの くらいの頻度で使用されていましたか。
- ○冨田裕樹証人 まず、私の記憶では3日に1回ペースであったりとか、ないしは、 お昼に体を動かすことを毎日していたのですけれども、その中で、やっぱり体調が少 し芳しくないなと、体力がちょっと今消耗しているなというときは、そのトレーニン

グの代替でサウナに入るということをしていましたので、基本的に、お昼の時間を使用しながら、3日に1回かそれぐらいのペースで使用したというふうに記憶しております。

○藤原美知子委員 実は、10月23日の記者会見でも3日に1回、昼休み20分とおっしゃっておられますけれども、この辺りからトイレのタオルの取替えを、これまで1日1回だったものが朝と昼間と替えてくれというふうに変化されていて、相当な量を大変な状況で洗濯をさせられているという状況が明らかになっておりますけれども、つまり、これは昼だけではなくて、朝も昼も利用されていたということではないのですか。

○冨田裕樹証人 私の記憶では昼に使用をしておりました。恐らく、またタオルのことというのは大分うわさになっているというふうに聞いておりますが、そこについてちょっと御説明させていただきますと、当初、私が市長に就任した際に、もともとトイレの中にタオルが置かれておりました。またそれとは別で、体調管理のために控室で私が自分の私物のタオルを持ち込んで、ちょっと汗を拭いたりとかして自分で洗っていたのですけれども、そのときに秘書の者は、市長を本当に気遣って、非常におもんぱかって、市長と、それぐらいのこと、タオルぐらいでしたらもう洗濯機に放り込むだけなので我々でやりますよと言っていただいたのですね。それを聞いたときに、いや、でも、そんな、これは自分のものだからと言ったのですけれども、いや、それぐらい全然問題ないですと言って、数回だけ、それだったら甘えるねという形で洗濯をお願いし、洗ってもらったということがございました。

しかし、その後、なぜかそれが、私が秘書に対して、タオルを洗えと指示してやらせているみたいなうわさになっていると聞いたので、そこからすぐに、もうやはりそういうことはさせたくないからということで、自分がトレーニングして汗を拭くようなタオルは自分で洗っていたという経緯でございます。

トイレの中に比較的多くタオルを準備してほしいというのは、それは事実でして、 それはなぜかというと、私がホットタオルをよく、1日に数本も作って顔を拭くとい うことが唯一のリフレッシュといいますか、そういうことも多々ありましたので、その流れでよくタオルを使用していた、洗っていたという形になったのではないかなというふうに思います。

- ○藤原美知子委員 タオルの件はまた後ほど質問する機会がありますので置いておきますが、サウナの使用についてですけれども、市役所内で初めてコロナ感染者が出たという事態に、これは夕方の5時頃と聞いております。初めてですからね、初めて感染者が出たというときに、緊急対策のために担当職員が市長に面会を求めてきたと。そのとき市長は市長室におられなかったと。女子トイレから大音量の音楽が聞こえてきたということでノックをして、緊急事態ですとノックをしたら、今、大事なことをしているので15分待ってと言われたそうですが、大事なこと、どんなことを、この大音量の音楽の中で何をされていたのですか。
- ○冨田裕樹証人 そのときの内容等に関しては、理由といいますか、明確な記憶がございませんが、私もサウナで体調を管理したり体を温めて症状緩和しているときにイメージトレーニング等をよくやっております。今後のいわゆる市政の持っていき方とか、今後のなすべきこととか、それはスポーツをやってきた中で、いつも、体を動かすときも常にイメージトレーニングを行っていますので、恐らくそのことをおっしゃっているのではないかなとは思いますが、常に職員には適切に何かあれば電話で対応できるような形は取らせておりましたので、業務に関しては全く支障がなかったというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 つまり、先ほどサウナは3日に1回、昼休みに20分とおっしゃっていましたけれども、この時間帯サウナに入っておられてイメージトレーニングをしていたということで間違いないですか。
- **○冨田裕樹証人** というのも、私も毎日仕事を、当時、激務の中で、お昼休みも取れない時間もよく、多々ありました。というのは、どうしても会議が昼以降に延びるであったり、どうしても来客のアポイントがお昼ではないとできないということもありました。

そういう中、体調管理を行うに当たっては、どうしても秘書にも言っていたのは、 必ず1日1時間は体調管理のために時間を有したいので、もし来客とか職員の重要な 会議がお昼に入る場合は、それをずらして、体調管理の時間を確保するようにスケジ ュールを取っておいてほしいということを申し述べておりましたので、必ず昼の12時 から1時きっかりかと言われたら、多少時間がずれたり前後するような日もあったと いうふうには認識はしております。

- ○藤原美知子委員 つまり、女子トイレで大音量の音楽が聞こえていたときというのはサウナに入っておられたということは間違いありませんか。
- **○冨田裕樹証人** はい、恐らくサウナに入って体調管理を行いながらイメージトレーニングをしていた時間帯だと思います。
- ○藤原美知子委員 お昼休みの時間、12時から1時までと先ほどからおっしゃっていますが、私たちが聞いているのは、12時から1時半までは昼休憩を取るので誰も入れないようにというふうに言われていると聞いておりますが、1時までの1時間だけですか。
- ○冨田裕樹証人 先ほども申し述べましたが、私のスケジュールというのは、あまりにも職員や来客の方々、重要な会議のアポイントが多く入って、職員や副市長からも常に言われていたのが、あまりにも市長の時間が取れなさ過ぎて、職員が相談をしたいその時間さえも取れないから困っているということをずっと聞いておりました。それも受けて、昼の12時から1時半という1時間半を、いわゆるトレーニングタイムというふうに取ってはいるのですけれども、うちの1時から1時半はいわゆる予備時間という形で、職員にも言っていたのは、もしどうしても重要な時間があったら、その予備時間というのをいつも確保しているから、そこを利用してくれていいですよというふうに伝えておりました。その認識の中で、当時、秘書課の者はスケジュールを調整してくれていたという経緯になります。

○藤原美知子委員 その時間の問題はまた後で質議があると思いますので、サウナを使用した後のタオルとかトレーニング後のタオル、先ほど洗濯は職員が自主的に一緒

にやってあげましょうということをおっしゃったということでありますけれども、一旦、自分でやるからということで言われたことは事実だと思うのですね。一旦、もう洗わなくていいよと言っていただいた後で、数日後にやっぱり洗ってほしいということで指示されたというふうに聞いておりますが、そういった事実はなかったですか。

- ○富田裕樹証人 先ほど申し述べさせていただいたように、私自身で洗っているのを見て、当時、秘書の者がそれを気遣って、市長、それぐらいだったらやりますから、それぐらい公務で忙しいのですからと言っていただいて、お言葉に甘えたというのはあります。その後、それがなぜか、市長が指示してやらせているといううわさになってしまって、これは問題だなという形で、そこからは私自身が自分でトレーニング用のタオルについては自身で洗って、トイレの中にあるホットタオルで使う等の、そのタオルは引き続き洗ってもらうのをお願いをしておりました。恐らくその時点で、トイレで使うタオルと控室のほうで使うタオルというのを自分できれいに使い分けたという形で記憶しております。
- ○藤原美知子委員 途中からやっぱり洗ってというふうに指示をされたと聞いているのですが、そうではないのですか。
- **○冨田裕樹証人** 先ほども申し述べましたが、トイレのタオルと控室にあるタオルを すみ分けて置くようにしたと思いますので、トイレ内にある、これまで市の職員が洗 っていたタオルを引き続きそのまま洗っておいてというのはお願いをしたというふう に記憶はしております。
- ○藤原美知子委員 トイレのタオルが交換されていないという指示があって、本来の 秘書課の仕事と同時並行ではできないで、洗うことができない日があったときに洗っ てないのではないかという指示があったので、その周りの職員が見かねて洗濯をする ようになったという話を聞いておりますが、それは事実ですか。
- ○冨田裕樹証人 それはタオルだけに限ったことではございません。恐らく、今、議員が質問している内容はタオルが洗われなくなったという認識でお話ししていると思うのですが。実は、これまで市庁舎内の特に公室内の仕事は非常にうまく回してくれ

ていた中で、一部、ふだん当たり前にある業務が全てこぼれ落ちるといいますか、今まで当たり前にやっていたことがなくなっていくというような現象がもうたくさん続いている中で、その一環として、例えば、今まで当たり前にタオルが洗われていたようなものは、タオルが洗われていないような状況が続きましたので、ちょっとこれは引き続き、今まで当たり前にやっていたことなのですからお願いしますということを言ったというふうに認識をしております。

○藤原美知子委員 タオル交換ですけれども、当初は1日2本だったのが途中から4本に増えて、さらにまた、朝と昼の2度に交換するように指示されたと。これは、あなたがトレーニングをしたりサウナの後のタオルまで洗わせていたということではないのですか。

○冨田裕樹証人 それは非常に誇張した言い方だと、非常に誇張した表現だなと思います。例えばイメージで言うと、タオルを何枚もかけているのではなくて、ホテルでよくあるような、バスケットが2つあって、タオルを何本か差しておいて、手を洗えばタオルを拭くというようなバスケット方式にして置いておいていただくようにお願いして、もちろんバスケットは自分で用意したものですけれども。そのような形で、日々ホットタオルを使って顔拭いたりとか、もちろん多いときは2本、3本使うこともありましたが、それは、恐らく議員のおっしゃるのは、自分がトレーニングしたものをずっと洗わせていたのではないかということを申し述べたいと思うのですが、先ほども申し述べたように、最初の初期の段階で、そうしないように取り計らってこれまで対応してきたという経緯になります。

○藤原美知子委員 これまで前市長の場合は御自分のハンカチを使われておられたので、もう来客用としてのタオルはほとんど洗う必要もない状況であったと。それが2本から4本に増えているということなのですね。

よく聞きますと、もうとても素手では触れないほどひどい異臭のするビショビショ のタオルをビニール袋に入れて、1週間分をまとめて下で洗濯をすると。これまでは 卓上の洗濯機で洗濯できていたのが、とても洗えない量になったので地下の洗濯機を 使うようになったという証言を得ておりますが、これはあなた自身のスポーツに使ったタオルではないのですか。

- ○冨田裕樹証人 もちろん異臭とまで言われると分からないのですけれども、もともとタオルというものは、私が聞いていた限りでは、いわゆる洗濯機でもともと洗っているというふうには聞いておりました。また、私もそのホットタオルを使って、本当に、鼻が特にアレルギーも含めて、いろいろ拭いたりもしておりましたので、そのように言われたらそうなのかもしれませんが、タオルを洗濯機で洗っているというのは当初からそのような状態だったというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 つまり、これまでは来客用としてタオルかけにタオルがかけてありましてね、ほとんど洗濯する必要がなかったけれども、市長が替わられてから急速に量が増え続けてきているということだと思うのですね。これはもう決して来客用ではなくて、市長が使われたタオルは全て秘書に洗わせるということなのか。このことでもう精神的にとても耐えられなくてお医者さんに通われているという事実があるのですが、そのことを御存じですか。
- ○冨田裕樹証人 来客用とおっしゃるのは、市長専用控室の中のトイレにかかっているタオルというのは、何度も申し述べるように、それは来客用ではなくて、市長専用のトイレ内にあるタオルだという認識ですので、来客用ではないということが一つと、あと、そのような精神的なそういう状態だとかというのは今初めて聞き及びました。
- ○藤原美知子委員 つまり、あなた自身が汗を拭いたりしたタオルというのは、これは私物だろうと。タオルそのものは、これは誰が用意したものですか。あなた自身の私物を洗わせているのではないですか。
- **○冨田裕樹証人** 体を拭くタオルないしは汗を拭くタオルというのは別で、控室でタ オルを全部準備して、洗って、いつも干しております。片やトイレの中に設置されて いるタオルというのは、これは市長室内、秘書課内で持っているタオルでございます ので、あくまで公室用のタオルであるというふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 恐らく秘書課の持っているタオルを並べたのだと思うのですけれ

ども、それが、これまでは1日1回取り替えたらいいぐらいのものが、朝、昼交換、毎日4本ずつきれいなものをそろえるように、午前、午後交換という、これぐらいの使用量というのは、もうこれは冨田市長が全く私用で使われたとしか考えられないのですが、普通にトイレに入って手を拭くだけだったら、そんなに枚数要るのですかね。 〇冨田裕樹証人 先ほども申し述べましたが、まず、午前、午後に替えろという指示ということをした記憶はございません。あまりにも誇張な言い方だと思います。

あともう一つは、何度も申し述べましたが、この短期間でぬれタオルを作って、電子レンジも男子トイレの中に入れていたのは、あれはホットタオルを作るつもりで置いておりましたので、公用のタオルを水でぬらして、ホットタオルを作って、顔を拭いたりとかしていたというのは1日で何度もあったというのは事実でございます。

- ○藤原美知子委員 それは公務ですか。それは自分の顔を洗ったりするものというのは自宅で普通はするものですからね。全部市長室の中でやる行為は全て公務ということになるのですか。運動したときの後とかホットタオルで汗を拭いた、それも全部公務としてあなたは考えておられて、秘書が洗濯するのは当然だというふうに思っておられるのですか。
- ○冨田裕樹証人 何度も申し述べさせていただいておりますが、当初、トレーニング 用で使ったタオルに関しては自身の更衣室で洗って干すということをしておりました。 一方で、男子トイレの中にあるタオルに関しては、公用で秘書の者が設置してくれて いるタオルでございますが、トイレに行くたびにぬれタオルを作って、ホットタオル を作って、顔を拭いたりとかリフレッシュするということもございましたので、その ような一定の男子トイレに設置しているタオルを使用することは公務上問題がないと いうふうに認識をしております。
- ○藤原美知子委員 ここばかりかかっていられませんので、次に行きます。 サウナの撤去ですが、具体的にはいつ撤去されましたか。
- **○冨田裕樹証人** サウナの撤去は恐らく10月中旬頃だったと思いますが、明確な日に ちは、今手元に資料がないといいますか、ちょっと記憶が曖昧でございます。中旬頃

だったというふうに思います。

- ○藤原美知子委員 撤去の手伝いですけれども、先ほど市長控室から市長室まで運ばせたとおっしゃっていましたが、それは何を運ばせましたか。
- ○冨田裕樹証人 当時、畳ベッドに関しては職員に解体していただいて、サウナは私が解体をして廊下に並べたというのを記憶しております。当時どたばたの中で、私も秘書課長にベッドをこっちの廊下のところから、ここのエアロバイクのところから市長空室のここですね、こっちに移動だけさせておいてというのをお願いした中で、私もそこにサウナが解体されたものを設置しているかどうかというのが、当時、曖昧な中、指示お願いしておりましたので、秘書の者が気遣って、一緒にそれらを市長室内に移動させてくれたという経緯でございます。
- ○藤原美知子委員 その日の夜、搬出をされたということでしたので、わざわざ市長室まで運ばせる理由というのは何なのですかね。もうそのまま置いておいて、そこから搬出すればよかったのではないのですか。
- **○冨田裕樹証人** たしか記憶では、もちろんそのまま控室の通路側に置いていてもよかったと思うのですが、当時、秘書の者も非常に好意的に、いわゆる力を貸してくれたりしてくれていましたので、少しでも市長室まで移動していただけたら助かるという思いでお願いしたというふうに記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 この問題はお昼に、朝礼で自分がサウナを畳んでおくので市長室 に運んでくれというふうに指示をされたのではなかったですか。
- ○冨田裕樹証人 私の記憶ではそのような形ではなかったと認識しております。当時、朝の段階で2人の秘書の者にベッドの解体をちょっとお願いしますということを言いました。サウナに関しては自分自身で解体を行いました。その後、夕方4時か5時ぐらいにたしか解体された畳ベッドが廊下にあったのと、あと、解体されたサウナが通路側にあって、それを私が、当時、秘書課長に、解体されたものを市長室までちょっと入れておいていただけたらすごく助かるのだということをお願いさせてもらったら、ああ、いいですよというふうに移動してもらったと認識しておりますので、当初は、

朝礼の段階では解体だけをお願いしたのですが、移動させることをちょっとお願いし たのはちょうど夕方だったというふうに記憶しております。

- ○藤原美知子委員 私たちが聞き取っている中では、朝礼の段階で、解体の指示では なくて自分で解体しておくので運んでほしいという指示があったというふうに聞いて おりますが、そうではなかったのですか。
- **○冨田裕樹証人** そのようなことはございません。先ほど申し述べた内容でございます。
- ○藤原美知子委員 では、その問題は置いておきまして、今現在、どの時間帯でサウナを使用されているのですか。
- ○**冨田裕樹証人** もうそれは早朝、夜、時間があれば必要に応じて使用しております。
- ○藤原美知子委員 最近は登庁ランプがよく消えておりまして、公務も新型コロナの 関係でもう激減しているというふうに聞いておりますが、サウナに入りに帰っておら れるという事実はありませんか。
- **○冨田裕樹証人** 私も公務以外の政務もあれば、ほか様々な業務があります。そういったことも含めて、自宅に業務をやるために戻ったということはございます。
- ○藤原美知子委員 ついこの間までは、もう夜も寝なければ処理できないほど仕事が 集まっていたので市役所に宿泊をしていたというお話でしたけれども、それ以降、コロナの状況もそんなに大きく変わっていないというふうに思いますし、公務そのものもいろんな行事は全部ストップがかかっておりますので、非常に減少しているというふうに思いますが、サウナがあるときまでの市長の、市役所に泊まっておられて朝5時登庁とかいう時期と、今は非常にランプが消えている機会が多くて、ほとんど市役所の中におられる機会が少なくなっているなというふうに私たちには見えているのですが、公務が当時と比べてどのように変化しているのでしょうか。
- **○冨田裕樹証人** サウナを撤去してから公務をしていないような印象操作といいます か、イメージでお話しされますが、決してそんなことはございません。私は今現在で も早朝に起床して仕事を行い、また、公務以外の、政務もあれば多様な業務もありま

す。そうしたことは必要に応じて、自宅で行えるものは自宅で行ったりもしておりますので、特段公務がないから自宅に戻っているとかということではございません。必要なものを必要に、仕事をこれまでどおり変わらずやっているというような流れでございます。

- ○藤原美知子委員 市長の健康状態ですけれども、市役所内でサウナを利用しておられた時間帯と若干時間も変わるかというふうに思っておりますが、今と、それから市長空にサウナがあったときと比べて市長の健康状態はいかがですか。
- ○冨田裕樹証人 健康状態といいますと、私の認識ではサウナの使用というのはいわゆる外傷ですね。頸椎ヘルニア、椎間板ヘルニア、両膝の痛み、この外傷を和らげるもの、スポーツ障がいによる後遺症の緩和を目的にしていますので、それは痛みを和らげるものでございます。また今後、年齢をさらに重ねることによって、より苦しくなるだろうと私も認識していますので、未然にリハビリを兼ねてやっているものでございます。

それと、健康状態というのは別にあるものだと認識しておりまして、いわゆる、至って公務にしっかり励める健康状態ではあるとは思っております。

- ○藤原美知子委員 私が言いたかったのは、要は御自宅で使用されていても影響がないのではないかということを言いたいのですよ。市長室に置かなければならなかった理由というのはなかったのではないかということをここで確認をさせていただきたいと思います。
- **○冨田裕樹証人** 何度も同じ繰り返しになりますが、当時、市長室にサウナを設置したのは、そうした身に危険が及ぶような事件が起きたり、一時期的に必要に、設置場所が次見つかるまでに置かせていただいたという経緯もありますが、できるだけ効率的に体調管理をして、より公務に励める時間を確保したいという思いからそのように至ったことでございますので、おっしゃっている観点とは少し論点が違うというふうに思います。
- ○藤原美知子委員 今、身に危険が及ぶとおっしゃっておられましたけれども、御家

族はもう出産を機に東大阪のほうに移っておられて、そちらでおうちも構えておられるということでありまして、それほど身に危険が及ぶ状況ではないにもかかわらず、 次の場所が見つからないうちにマンションを処分されたというのはどういうことですか。それが原因で置く場所がなくて市役所へ持ってこられたのではないのですか。

- **○冨田裕樹証人** 少し個別具体的な質問をしていただかないとちょっと答弁に困りますので、個別具体的にお願いします。
- ○藤原美知子委員 もう一度言いますけれども、身に危険が及ぶということでマンションを撤去をされたと。奥さんたちは東大阪にお住まいを持っておられるということでありますけれども、もう以前に奥さんたちは出産を機に帰っておられたわけで、それほど池田で身に危険が及ぶというほどの状況はなかったのではないか。奥さんたちがいないのであれば、ゆっくり次のおうちを見つけてマンションを処分されれば、市役所に持ち込まなくても前のマンションから新しいおうちにそのままサウナを移動させれば済んだのではなかったのかということを言いたいのです。
- **○冨田裕樹証人** 出産を機に妻がずっと自宅に帰ったというような、その確定要素を どこで認識されているのかはよく存じ上げませんが。
- ○藤原美知子委員 今そんなことを聞いているわけではないのです。
- **○冨田裕樹証人** まず、出産を機に妻は戻りましたが、また出産後、池田の自宅で私は家族とも過ごしておりましたし、妻の体の状況上、実家のほうに戻ったり、行き来するということもこれまでありました。

そういう中で、身に危険が及ぶような事件が起きて、その中で、それをきっかけに 引っ越しを決断したという経緯ですので、何もおっしゃっている内容とは少しちょっ と異なるのかなというふうに思います。

○藤原美知子委員 私が言いたかったのは、新しい住まいを見つけて、それから解約をされて引っ越しをするのが普通ではないかということを言いたかったのですね。身に危険ということは、何度ぐらい自宅に押しかけてくるとか何かそういう危険、どのような危険が起きたのですか、頻繁にあったということですか。

○冨田裕樹証人 まず、少しちょっと事実と異なることが述べられていましたので、 少し補足すると、新しい住居を見つけてから解約をしています。また、新しい住居と いうのをどこを指すのかはちょっと具体的なことがございませんでしたが、家族、妻 と子どもがしっかり安全に住める住まいを見つけてから、池田のもともと家族全員で 住んでいた住居を解約をしたという手続でございます。なので、おっしゃったように、 住まいを見つけてから解約したのが事実でございます。

具体的な事件といいますか、この内容についてなのですけれども、少しちょっとお話を聞いていただけたらと思うのですが、私のほうには、やはり政治家として、秘書として池田に来たときから不可解なこともたくさん起きております。まず、例えばで言うと、秘書から議員時代にちょうど立候補する時期に私の自宅に泥棒が入りました。結果的に、そこで金銭が盗まれたということが起きました。これは、当時、池田警察もちゃんと調べに来てくれていますし、その後、大阪府警のほうからも連絡が来て、そのような事件があると聞いているけれどもどうですかというような御連絡をいただいたのを覚えております。

そういうこともあって、政治というのは様々なことが起きる可能性もあるなという中で、もちろん仕事はさせていただいているのですが、妻と結婚してからも私宛てに身に覚えのないものが届いたり、今現在でも秘書課のほうに身に覚えのないようなものが届くことというのもたくさんありますし、また、私家族の自宅に何度も不審な人物が訪ねてくるというようなこともございました。そういったことから、やはり、私個人として身に危険が及ぶようなことは全く問題がないといいますか、対応できるのですけれども、やはり家族の身に何か起こったときというのはいつも危惧しながら家族と過ごしていたのを覚えています。

そうしたときに、そういう今までいろんな不可解なことが起きてくる中で、当時、 早朝6時過ぎ、私がマンションを下りると1人の市民の方が私を待って、早朝6時ぴったりから待機しておりました。なぜその市民の方がそれを知り得たかというと、私 は当時、全てのスケジュールをフェイスブックで時間を出しておりましたので、恐ら くそれを見て御本人さんは私の自宅前で待っていたと思います。私が早朝6時びったりに出たときに、その市民の方が何を言ってきたかといいますと、身に覚えのない金銭の要求ですね。私はあなたにお金を借りたと、それを返金してほしいと、全く身に覚えのないこと。それともう一つは、私はあなたに暴力を振るわれたと、全く身に覚えのないこと。またもう一つは、その後、私は驚いて、そこから逃げようとすると、御本人から私に接触を試みてきた。私は慌てて、その後、目の前にある警察にお話を持っていったという経緯でございますが。

そうした質問事項の中で身に危険を感じる事件の内容についてと書いておりましたが、その後、その市民の方は、全く身に覚えのない案件を当時の議長のほうにまで手紙を持っていって、市長にお金を貸したのに返ってこない、暴力を振るわれた等のいわれもないようなことを言われると。私もやはり非常に……。

○前田敏副委員長 冨田証人、すみません。そこはまた別途、具体的にお聞きする時間があると思いますので。

先ほど藤原委員が身の危険を感じた時期といいますか、それがいつ頃だったというのが、先ほど何点か申し上げられましたので、時期的にはいろいろあるかというふうに確認を後でさせていただきますけれども。例えば記者会見で、身の危険を感じて9月中旬に転居という部分がございました。それは、先ほどの転居でサウナを入れた時期とは随分、記者会見等で述べられた時期とかと違っております。その根拠として、先ほど藤原委員が、身の危険を感じたということを記者会見で述べておられましたので、その関係を含めて、日程的な確認をさせていただいたのではないかと思っておりますので、先ほどの身の危険を感じて転居をした時期、あるいは転居を決めた時期等について具体的に、分からなければ分からないで結構でございますが、当然、住居の表示、住民票の転居については記録表を提出いただいておりますので、7月末、あるいは、そういった日程については把握できておりますので、今の藤原委員の質問に端的にお答えいただきたいと思います。

○冨田裕樹証人 たしか事件といいますか、先ほど申し述べた、朝そういったことが

起きたときは、明確には何月何日かというのはちょっと記憶にございません。そこから2か月か3か月ほどしっかりと家族で何度も話し合って転居を決めたという経緯でございます。少し具体的な期日に関しては、ちょっと今、記憶が明確ではございませんので差し控えさせていただきたいと思います。

- ○藤原美知子委員 私は原因はどうあれ、何度ほど身の危険を感じたかということを聞きたかったのです。もうそこを立ち退かなければならないほど危険を感じた。もう毎日のように来られていたとか、何度ほどそういう危険を感じる行為があったのかということを聞きたかったのです。
- ○冨田裕樹証人 明確には3度ですかね、これまで3度だと記憶をしております。
- ○藤原美知子委員 では、3度危険を感じることがあったと。転居を決めて、次の場所というのは事務所兼自宅ということですよね、奥様のおうちは別として。それならなぜサウナをそこへ置かないで市役所に持ってきたのかという。ここはサウナで質問しておりますのでね、サウナに関して身の危険があって引っ越しをする。おうちがなくなって置く場所がなくなったから市役所に来られたのかなと思って私聞かせていただきましたので、サウナを設置する最初の動機ですね、そこを聞かせていただきたいのです。
- **○冨田裕樹証人** 何度もお答えしておりますが、スポーツ障がいによる症状緩和のために効率的に、より体調管理を行いたいという趣旨があり設置させてもらったということになります。
- ○藤原美知子委員 もう一度確認しますけれども、新しい住居を見つけて移ったというのは、東大阪は分かりますが、市長のお住まいは事務所兼自宅という扱いでよろしいですね。
- **〇冨田裕樹証人** はい、そのようになります。
- ○藤原美知子委員 今、契約、解約をされて、次の場所の契約、今住んでおられる場所はいつ契約をされましたか。
- ○冨田裕樹証人 まず、10月中旬頃に一番最初にサウナを置く場所、また住まいが見

つかったのでそちらのほうに置かせていただいて、そこから年を明けて、今現在畑に住んでおりますが、2月の前半に、何かあれば家族を受け入れられるような場所も探しておりましたので、それを見つけられたということで、2月の初めに今の畑のほうに住居を移したという経緯だと認識しております。

○藤原美知子委員 私が言いたかったのは、サウナを元のマンションに置いておかれて、そこを取っ払ってしまって次の場所を見つけて、次の場所にサウナを持っていけば済む話だったのではないかと。ただ、次の場所が事務所兼自宅という、斜め前のスペースであろうというふうに頂いた資料では推測されるのですけれども、まず、もともと住んでおられたマンションを解約して、そのサウナはどこに置くつもりでその時点で解約をされたのですか。

だから私たちは、普通考えるのは、そういった私物も全部ひっくるめて移動できる 場所に住居を構えてから、それを決めてから解約をするのが一般的ではないかと、世間一般ではそういう処理をしますけれども、あなたはそうしないで、その置く場所を 市役所に置かれたという流れになっているのではないかと思いますが、そこはどうで すか。

- **○冨田裕樹証人** 少し個別具体的な質問にちょっと切り替えていただきたいのですけれども、お願いいたします。
- ○藤原美知子委員 住まいの移動の関係を今お聞きしております。まず、井口堂で最初に住んでおられたマンション、ここを引き払うときに、次、鉢塚の事務所に住所を移しておられますよね。このときに御家族は東大阪にマンションを持たれたと。ここまではこれでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** まず、引き払うときに住所を移したのではなくて、井口堂で家族と住んでいるときに前もって東大阪の家族が住む安全な場所を見つけ、契約して、家族は東大阪のほうに引っ越しをしていただいたという順番になります。

その後、次、私自身が住む場所に関しては、当面、まず家族の安全と公務を最優先 に考えておりましたので、自身が住むところに関しては、もうとにかくゆっくり落ち 着いて考えたらいいと思っていましたので、慌てて鉢塚の事務所兼自宅という形で事 務所のほうに住民票を移して、そこで生活をしていたという流れになります。

- ○藤原美知子委員 ですから、その段階で、もう奥さんの自宅は決まったわけですから、身に及ぶ危険というのはもうその段階でなくなったという判断でよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** 身に危険が及ぶことというのはどのようなことが、住居が移ったから必ず安全かとか、そういうことは、それは明確に推測できることではございませんので、そこは私には分かりません。
- ○藤原美知子委員 つまり、サウナの行き場所なのですね。だから、まず奥さんが新しいおうちを見つけて引っ越しをされた。その後、サウナも置ける場所をあなたが見つけて、池田のおうちを確保されるというのが一般的ではないのかということを言いたいのですが。
- ○冨田裕樹証人 一般的というのは何を指すのかというのは、ちょっと個別具体ではないと思うのですが、私は何度も申し述べておりますが、市長控室にサウナを設置したのは、スポーツ障がいの症状緩和のためにより効率的に体調管理を行う、そのために公務により励める環境をつくるために設置したという、その考えの下に置いたということになります。
- ○藤原美知子委員 では、今、新しいおうちにサウナを置かれているということでよろしいですか。
- **〇冨田裕樹証人** そのようになります。
- ○藤原美知子委員 そういう事態を最初につくっておけば何の問題もなかったのではないかということを言いたいのです。
- **○冨田裕樹証人** そのような環境をつくれるような体制を整えるのにも時間を要した というような状況でございます。
- ○藤原美知子委員 撤去は自分自身で決めたとおっしゃいましたね。奥さんから強い 要請があったということで市役所からのサウナの撤去はされたということですか。
- **○冨田裕樹証人** 繰り返し何度も同じことになりますが、妻からのそうした苦言とい

うのもございましたが、もともとサウナの設置に当たっては、広く万人の皆様に御理解いただけない部分も一定あるのではないかという、そういう私の考えももともとございましたので、そうした次の場所が見つかったことから移動させたということになります。

- ○藤原美知子委員 では、この問題、最後ですけれども、今の新しいおうちの状況で 健康管理はこれまでどおりできているということでよろしいですか。
- **○冨田裕樹証人** 私が健康管理を行うのは自宅だけで行っているわけではございません。現在も、お昼の1時間は体調管理を行ったりもしております。また、時間があればすぐに体調管理をどこでも行えるような環境を自分でつくっております。自宅以外におきましても、体調管理を行える環境は整備をしております。
- ○前田敏副委員長 1点だけ確認を私のほうからさせていただきますが、サウナを3日に1度お使いだということでございます。市役所に持ち込んでからそういうことでございますが、持ち込む前に自宅に置いていた時期には、同じように3日に1回、お昼の時間、あるいはどういう時間帯にそういう回数で使われたかということについて具体的にお聞かせいただきたいと思いますが。
- ○冨田裕樹証人 具体的に何月何日、何時から何時まで使ったという明確な記憶や記録がございませんので、おおむね大体、設置してから3日に1回程度使ったというふうに記憶をしております。
- ○前田敏副委員長 それは市役所の回数を今お聞きしたわけではなくて、3日に1回 ぐらいは市役所で使っていたという証人のお話がございましたけれども、持ち込む前、 転居前に自宅に設置をされていたということでございますから、それも同様に、3日 に1回、あるいは2日に1回使っていたということであれば使っていたかどうかとい う確認と、その時間帯について、お昼なのか、夕方なのか、朝なのか、そういった点 についてお聞かせいただきたいということでございます。
- **○冨田裕樹証人** お昼は公務で自宅にはいませんので、サウナを使うのは朝と夜に毎 日使用をしておりました。

- ○西垣智委員 少しちょっと観点を変えて質問させていただきます。
- サウナは少しの時間でもスポーツ障がいを緩和させるために利用していたということで間違いないですね。
- **〇冨田裕樹証人** はい、そのようになります。
- **○西垣智委員** 調査では7月12日にサウナが設置されたことになっています。一番最初に利用されたのが8月4日になっています。約20日間は市役所にサウナが眠ったままになっていて、ほかにサウナが、多分自宅でもないと思うのですが、この間にサウナは利用しなかったのですか。
- ○冨田裕樹証人 サウナを使用しなかったという質問だとは思うのですが、この7月 12日から8月4日までは、私の記憶では眠ったままだったというふうに記憶をしてお ります。
- ○西垣智委員 もう一度聞きます。この20日間は利用しなかったのですね。
- **○冨田裕樹証人** 記憶をたどって、恐らくこのスケジュールではないかという案内を 出しております。なので、間違いないですかと言われたら、それは明確に立証するそ の証拠もございませんので、そこは定かではございません。
- ○西垣智委員 調査では、サウナを設置されたとされる7月ぐらいから公室用の洗濯するタオルの量が増えたとのことですが、どうして洗濯するタオルの量が増えたのですか。
- **〇冨田裕樹証人** 恐らく、ちょうど夏のシーズンでしたので、私も何度もトイレ内に あるタオルを使用していたというふうに記憶をしております。
- ○西垣智委員 次に移ります。調査ではサウナを撤去したのは10月21日の夜遅くと聞いておりますが、間違いないですか。
- ○冨田裕樹証人 たしかスケジュール等を見直して、そこであろうというところを提示しておりますので、記憶では間違いないのではないだろうかというふうに思っております。
- ○西垣智委員 では、この日の夜、このような時間帯に副市長2人にサウナ搬出の手

伝いをさせたわけですね。

- **○冨田裕樹証人** させたというよりかは、相談にも乗ってもらって手伝ってもらった ということでございます。
- **〇西垣智委員** 地位のことを考えたら、させたことになりますよね。
- ○冨田裕樹証人 特別職である副市長とは、もちろん、市長、副市長という立場の関係もありますが、やはり人間同士ですので、その地位と立場を超えた信頼関係と人間関係もあると私は思っておりますし、その人間関係の下で手伝ってもらったという認識でございます。
- **〇西垣智委員** このような時間帯に撤去を指示したのは、後日報道が出回ることを知ってサウナを撤去したのではないですか。
- **○冨田裕樹証人** 私がうわさで聞いたのは、このサウナの報道みたいなものがあるのではないかといううわさは聞きました。ただ、先ほど申し述べましたが、もともとその場所が見つかったときに設置場所を移動したいというふうに考えておりましたので、適切に移動をさせたということでございます。
- ○西垣智委員 結果的に、翌22日夕方にネットでサウナ記事が発信されたわけですが、 これは偶然ということですか。
- ○冨田裕樹証人 それが偶然というのは、むしろこちらが聞きたいぐらいでして、というのは、なぜか22日に私の自宅のほうにデイリー新潮の記者が夜駆けつけて、その本人が、記者さんが言ってきたのが、サウナを撤去するというのをある情報から聞きましたと。なので今取材に来ましたと。その事実関係はどうですかというのを22日の夜に記者さんに言われました。どういった形でそういった情報がその記者さんに、しかも東京からその記者さんは来ていましたので、どういった形で知ったのかというのは私は、臆測は及びませんが、そのような形で。私もむしろ、なぜそのような形になったのかというふうに聞きたいような状況でございます。
- **○西垣智委員** 端的に答えていただいたら結構ですので。もしネット配信とかの情報 が入っていなくても同日同時間帯に撤去していましたか。

- **○冨田裕樹証人** 同日同時間にという根拠がネット配信とどう関係するのかが、ちょっと臆測が及ばないのですけれども、何度も申し上げさせていただいているように、 次の設置場所が見つかったことによって適切に撤去をしたということになります。
- **〇西垣智委員** この問題が騒ぎにならなければ、このままサウナを設置し続けていた のではないですか。
- **○冨田裕樹証人** 先ほども申し述べさせていただきましたが、やはり一定、市民の皆 さんに御理解をいただけない部分もあるのではないかという思いもございましたので、 恐らく撤去をしていたのではないかなというふうに考えております。
- **〇前田敏副委員長** ほかにどうでしょうか。サウナ関係ではないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、予定をいたしております時間となりましたので、本日 の冨田証人に対する尋問は終了させていただきます。

冨田証人には、長時間ありがとうございました。

次回の日程につきましては、追って御連絡をさせていただきます。退室いただいて 結構です。御苦労さまでした。

(冨田裕樹証人退室)

〇前田敏副委員長 暫時休憩をいたします。

(午後3時07分休憩)

(午後3時15分再開)

〇前田敏副委員長 再開いたします。

次に、次回、第8回委員会の案件と日程等についてでございます。

先ほど、本日の冨田市長に対する証人尋問は終了いたしましたが、予定していた尋問事項全でに尋問することができませんでしたので、再尋問の場を設けることに決定いたしております。なお、冨田市長に対する再度の証人喚問の実施に際して、藤原委員より発言を求めておりますので、これをお受けいたします。

○藤原美知子委員 再度の証人喚問の実施に際しまして、提案をさせていただきたい

と思います。

次回の証人喚問も本日に引き続き、公人である冨田市長に対する喚問であることを 踏まえて、公開の場で開催することを提案いたします。

○前田敏副委員長 ただいま藤原委員から発言がありました件について、次回の冨田 市長に対する証人喚問の際も、本日に引き続き、公開の場で開催したいと思いますが、 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、証人尋問事項の協議についてであります。証人に出頭を求める際には、当日 どのようなことについて証言を求めるか、あらかじめ証言を求める事項を通知してお く必要があります。つきましては、事前に各委員からいただいた御意見を基に、本日 の証人尋問の進捗状況を踏まえて、取りまとめた案がございますので、事務局から説 明をさせます。

○議会事務局長(桝野祐子) それでは、証人に証言を求める事項案について御説明 を申し上げます。お手元の尋問通告一覧を御参照賜りたいと存じます。

こちらの資料でございますが、証言を求めようとする事項について一覧にしておりますので、御確認をお願いいたします。今回も冨田市長に対するもののみでございます。

1、サウナや畳ベッドなどの私物の設置や撤去に係る実態及び職員等の関与について。2、健康状態について。3、市長控室での宿泊に係る実態について。4、公務の実態について。5、公務における随行について。6、家族と自身の身に危険を感じる事件の内容について。7、自宅について。8、タクシーチケットや公用車の使用実態について。9、サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続について。10、夏休み期間中(令和2年8月7日から8月16日まで)のスケジュール及び移動手段並びに副市長等との情報共有の有無について。11、令和2年9月議会における市内クラスター発生時の居場所に関する答弁について。12、夏休み期間中の危機管理

体制の構築について。13、令和2年8月の市内クラスター発生時の職員への指示内容及び帰阪や登庁に係る判断について。14、職員等に対するパワハラについて。15、その他、上記に関連する事項について。以上の事項について証言を求めようとするものでございます。説明は以上でございます。

○前田敏副委員長 説明が終わりましたが、証言を求める事項について何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、これらの事項について、証人に証言を求めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、証人への尋問方法でございます。

本日の冨田市長に対する尋問は内容が非常に多岐にわたるため、参議院委員会先例に従い、尋問時間については休憩を挟みながら4時間程度することに決定しておりました。次回の冨田市長に対する再尋問についても、本日と同様に、休憩を挟みながら4時間程度としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、証人への尋問は共通事項について総括的に尋問を行い、その尋問終了後、各委員が個別尋問を行っていただくことになります。なお、共通尋問事項の内容及び個別尋問の順序につきましては、各委員からの尋問事項の通告に基づき調整させていただき、次回開催の委員会の証人の入室前に皆様に確認をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、次回の委員会に出頭を求める証人に対する証人出頭要求の内容についてです。 出頭すべき日時、場所について、事務局より説明させます。

○議会事務局長(桝野祐子) それでは、証人に出頭を求めます日時、場所の案につ

いて御説明を申し上げます。

先ほど御決定いただきましたとおり、次回の委員会において喚問する証人も冨田市 長1名でございます。日程については、3月4日木曜日、午前10時に出頭を求めよう とするものでございます。出頭を求める場所については議場とするものでございます。 説明は以上でございます。

○前田敏副委員長 説明は終わりましたが、出頭すべき日時、場所について何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、ただいまのとおり、出頭を求めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、証人に通知する証言を求める事項については、先ほど御協議いただきました とおり、証人に通知することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、第8回委員会については、3月4日木曜日、午前10時から議場にて開催 したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇前田敏副委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、傍聴人に申し上げます。次回開催の第8回委員会は、本日に引き続き、多数の傍聴希望者が想定するため、これまでと同様に、委員会の傍聴は抽せん制とさせていただきます。傍聴を希望されます方は整理券を配布いたしますので、当日の午前8時30分から午前9時15分までの間に4階傍聴席の入り口にお越しください。

議場の傍聴定員は48名で、音声のみの傍聴となります委員会室での傍聴定員は50名 でございます。午前9時15分までに傍聴希望者が議場の定員48名を超えた場合は午前 9時15分より抽せん会を実施いたします。また、傍聴定員を超える傍聴はお断りしておりますので、あらかじめ御了承ください。

委員会運営について御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏副委員長 それでは、以上で、第7回冨田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に 関する調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後3時22分閉会)

国田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会 副委員長 前田 敏